

# 新行財政改革プラン (案)

2008（平成20）年2月

川 崎 市

# 目 次

## 第1章 新行財政改革プラン策定の必要性

- 1 これまでの行財政改革と主な効果…………… 1
- 2 本市が抱える課題と行財政改革の継続の必要性…………… 3
  - (1) 多様化・増大化する市民ニーズと行財政運営のさらなる効率化…………… 3
  - (2) 依然として高水準にある本市の職員数と人件費…………… 4
  - (3) 新たな公共サービス提供体制の確立…………… 5
  - (4) 本市の財政状況…………… 5
  - (5) 国の行政改革施策に関連した行財政改革の実施…………… 7

## 第2章 新行財政改革プランの基本的考え方

- 1 基本目標 「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立…………… 8
  - (1) 基本目標設定の考え方…………… 8
  - (2) 新実行計画との連携と新改革プランの基本方針…………… 8
- 2 取組期間…………… 9
- 3 行財政運営の視点…………… 10
  - (1) 民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供…………… 10
  - (2) 持続可能な財政基盤の構築…………… 14
    - ※財政フレーム…………… 18

## 第3章 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

- 1 市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し…………… 20
  - (1) 社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築…………… 21
  - (2) 補助・助成金の見直し…………… 23
  - (3) 受益と負担の適正化…………… 24
- 2 都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現…………… 25
  - (1) 既存計画の見直し…………… 26
  - (2) 効率的な整備・運営手法の導入…………… 27
  - (3) 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進…………… 28

(4) 既存ストックの有効活用や複合化	29
(5) 総合的土地対策の推進	30

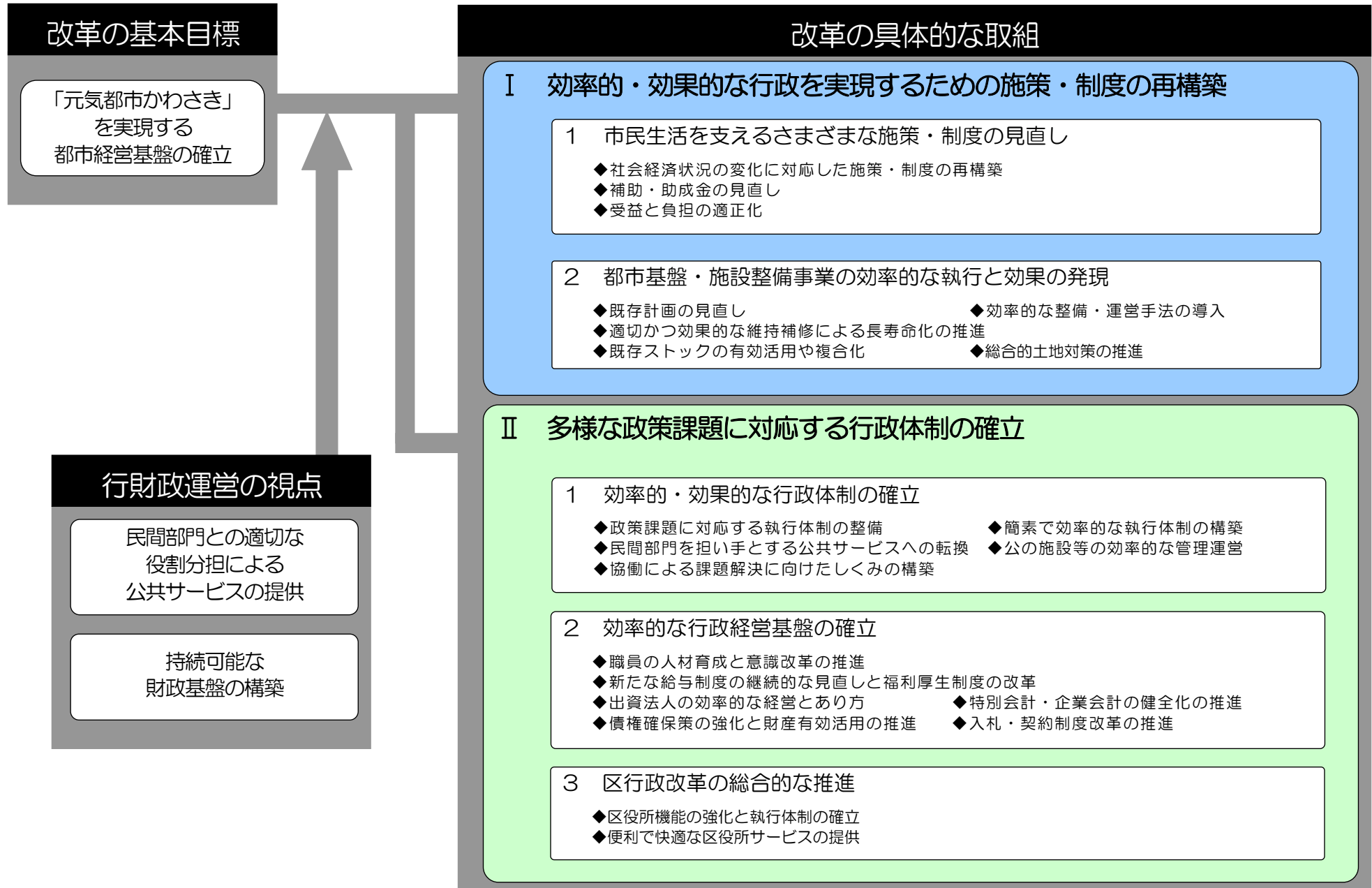
#### 第4章 多様な政策課題に対応する行政体制の確立

1 効率的・効果的な行政体制の確立	31
(1) 政策課題に対応する執行体制の整備	31
(2) 簡素で効率的な執行体制の構築	35
(3) 民間部門を担い手とする公共サービスへの転換	38
(4) 公の施設等の効率的な管理運営	40
(5) 協働による課題解決に向けたしくみの構築	41
2 効率的な行政経営基盤の確立	42
(1) 職員の人材育成と意識改革のさらなる推進	42
(2) 新たな給与制度の継続的な見直しと福利厚生制度の改革	44
(3) 出資法人の効率的な経営とあり方	45
※出資法人ごとの取組	49
(4) 特別会計・企業会計の健全化の推進	54
(5) 債権確保策の強化と財産有効活用の推進	57
(6) 入札・契約制度改革の推進	59
3 区行政改革の総合的な推進	60
(1) 区役所機能の強化と執行体制の確立	60
(2) 便利で快適な区役所サービスの提供	61

#### 第5章 新行財政改革プランの推進体制と進行管理

1 改革に対する意見を伺う委員会の設置	62
2 行財政改革推進本部会議の設置	62
3 川崎再生ACTIONシステム（事務事業総点検）の活用	62

# 新行財政改革プラン 体系図



# 第1章 新行財政改革プラン策定の必要性

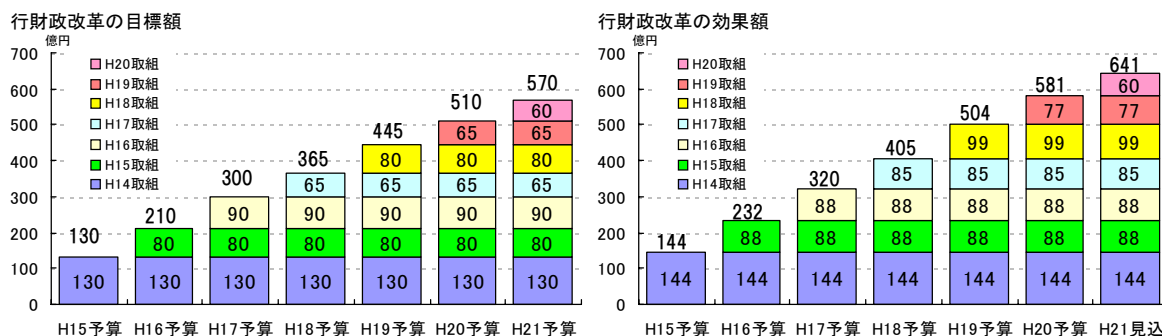
## 1 これまでの行財政改革と主な効果

本市は、平成14年7月の「財政危機宣言」以降、川崎再生のためには持続可能な財政基盤を確立することが不可欠であるという認識のもと、行財政改革を市政運営の最重要課題として位置付け、同年9月に川崎市行財政改革プラン(以下、「行財政改革プラン」を「改革プラン」という。)を策定し、その取組を着実に推進してきました。

また、平成17年3月に策定した第2次改革プランでは、川崎再生フロンティアプランと互いに連携を図りながら、引き続き行財政改革を本市の最重要課題に位置付け、取組を一層強化し推進してきました。

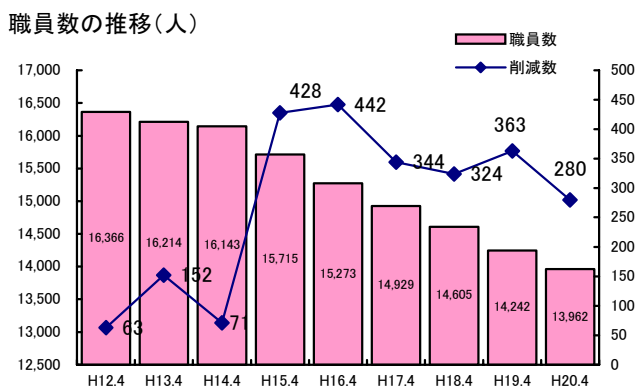
これまでの行財政改革の主な効果を集約すると、次のようになります。

- ①改革の目標数値として掲げている財政的效果について、平成20年度予算では、目標額を71億円上回る581億円の効果をあげました。



- ②「民間でできることは民間で」

という基本原則に基づき、事業の民営化や指定管理者制度の導入など事業執行手法の見直しを図りながら、その他の手法も含めて、平成15年4月からの6年間で約2,100人を超える職員を削減したほか、人事給与制度についても抜本的な見直しを図りました。



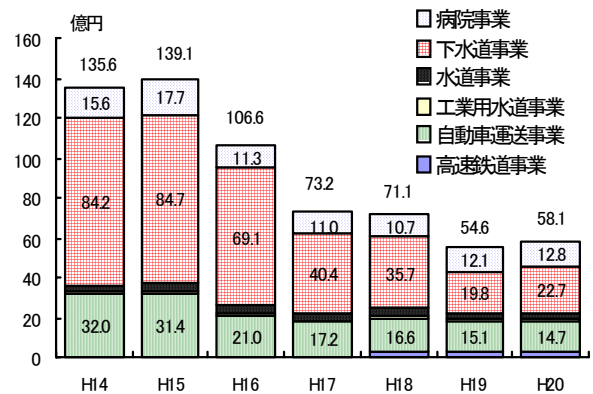
※平成20年4月の職員削減数は、平成20年度当初予算に示す予算定数ベースのものを使用し、削減後の職員数については、平成19年4月の職員数から予算定数ベースの職員削減数を差引いています。

③建設事業等における厳しい事業選択や優先順位付け、市民サービスを中心とした施策の再構築など、川崎再生フロンティアプランの3か年の実行計画の策定に合わせてさまざまな見直しを着実に推進してきたことにより、平成14年度の「財政危機宣言」時に見込んだ収支不足の状況について確実な対応を図りました。

④自治基本条例の施行や区行政改革の推進により、地域課題への的確な対応、市民活動支援の推進、区役所サービスの向上と効率化、市民参加による区行政の推進といったさまざまな取組が具現化しました。

⑤地方公営企業や出資法人について、経営改善に向けた計画や指針を策定し、公営企業会計に対する基準外繰出金の縮小や出資法人の統廃合など、一定の成果をあげました。

公営企業への基準外繰出金の推移(当初予算ベース)



なお、こうした改革の着実な推進により生まれた成果を、平成18年度の小児医療費助成や私立幼稚園保育料補助の拡大、平成19年度の市内小中学校普通教室の冷房化やこども文化センターの床改修など、こども関連施策を中心とした市民サービスへ還元しました。また、平成20年度当初予算においても、学習環境の整備のため学校トイレの快適化に取り組むとともに、安全の確保の観点から道路や公園等の都市基盤への維持補修費の拡充を行い、管理水準の向上に取り組むこととしたところです。

## 2 本市が抱える課題と行財政改革の継続の必要性

第1次改革プランを策定した当初は、それまでの行財政運営をそのまま続けていけば、財政再建団体に転落する可能性があり、そのあり方を根本的に改めるため、改革を断行していく必要がありました。

また、第2次改革プランの策定時においても、第1次改革プランにおいて、ほぼ計画どおりの成果となったものの、国の制度改正等の影響もあって、本市を取り巻く行財政環境は、依然として厳しく、先行きの不透明な状況にあり、市民生活の維持向上を図るためには、改革を継続することが不可欠でした。

そして現在、さまざまな改革目標の達成により、一定の成果を挙げていますが、平成20年度予算においても、減債基金からの借入れにより収支均衡を図っていることなどから、本市の財政環境は依然として厳しい状況にあります。

したがって、効率的かつ健全な行財政基盤を確立していくために、限られた財源や資源を最大限に活用し、社会経済環境の変化に的確に対応しながらさまざまな施策の再構築を進めるなど、今後も改革を一層強化していくことが必要です。

### (1) 多様化・増大化する市民ニーズと行財政運営のさらなる効率化

本市の人口は、平成19年度の推計調査によると、大規模な住居系開発事業などによる社会増を主要因として、平成37年まで増加傾向が続く見込みです。また社会経済の担い手である生産年齢人口(15～64歳)も、平成37年にピークを迎えるまで一定規模を維持する状況にあります。

一方、老年年齢人口の増加も著しく、いわゆる団塊の世代(昭和22～昭和24年生まれ)が老年年齢(65歳以上)となる平成27年を過ぎたころには、老年年齢人口は本市全体の20%を超え、その後は着実に増加が見込まれます。反対に、年少人口(14歳以下)については平成22年をピークに減少が見込まれ、その傾向は今後継続していくものと推計されています。

こうした本格的な少子高齢社会の到来などの社会構造の変化に伴う価値観やライフスタイルの多様化等に加え、年金、医療、福祉等のさまざまな制度改正等の影響により、本市行政に対する市民の期待やニーズは今後も増加することが想定されます。

このような状況においても、限られた財源や資源の中で、市民に真に必要なサービ

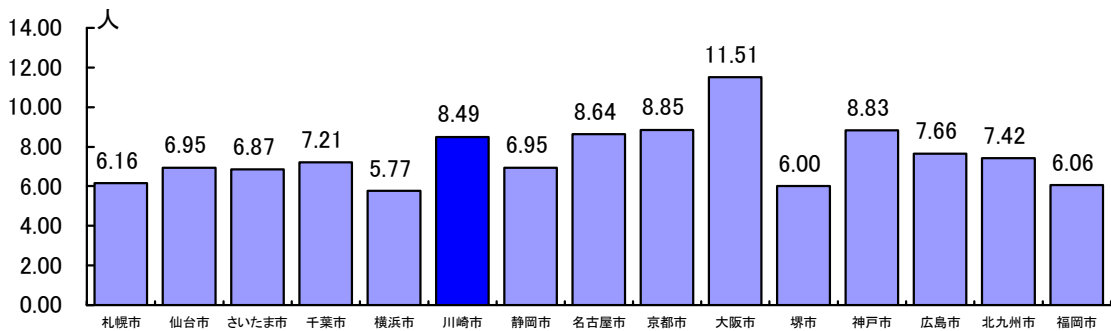
スを実実に届けるという本市の使命を踏まえると、今後の市政運営にあつては、制度や手法の抜本的な見直しを継続することが、何よりも重要です。

## (2) 依然として高水準にある本市の職員数と人件費

本市は、行政体制の再整備を改革の最優先課題として掲げ、職員数の削減に積極的に取り組んできたところですが、平成18年4月における各指定都市の人口1,000人あたりの普通会計における職員数を比較すると、本市は多い方から5番目になっており、依然として高い状況にあります。

各指定都市人口1,000人あたりにおける職員数(普通会計)の比較

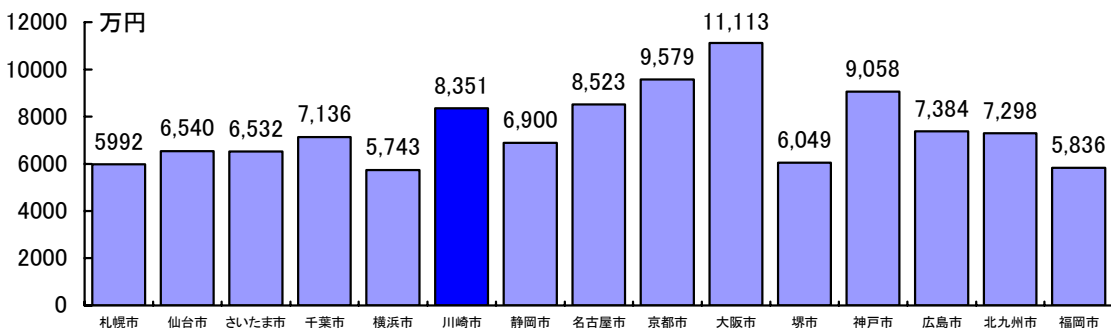
(平成18年度総務省「地方公共団体定員管理調査」より抜粋)



また、人件費に着目してみると、平成18年度の普通会計決算における人件費と、平成18年3月末の住民基本台帳から、人口1,000人あたりの普通会計人件費を算出し、他の指定都市と比較した場合、本市は多い方から5番目となっています。

各指定都市人口1,000人あたりの人件費の比較

(各指定都市における平成18年度普通会計決算から算出)



こうしたことから、本市の人件費は、特に首都圏に位置する他の指定都市に比べて高いと言えますが、その要因に、依然として職員数が多いことが挙げられます。



### (3) 新たな公共サービス提供体制の確立

本市はこれまで、「民間活用型公共サービス提供システム」の構築を行財政改革の基本的な考え方に掲げ、「民間でできることは民間で」という原則のもと、民間部門を積極的に活用してきました。例えば指定管理者制度については、個別法等により管理運営主体が定められている施設を除く約340の公の施設のうち、制度を導入した施設は、平成19年度末で180施設となっています。

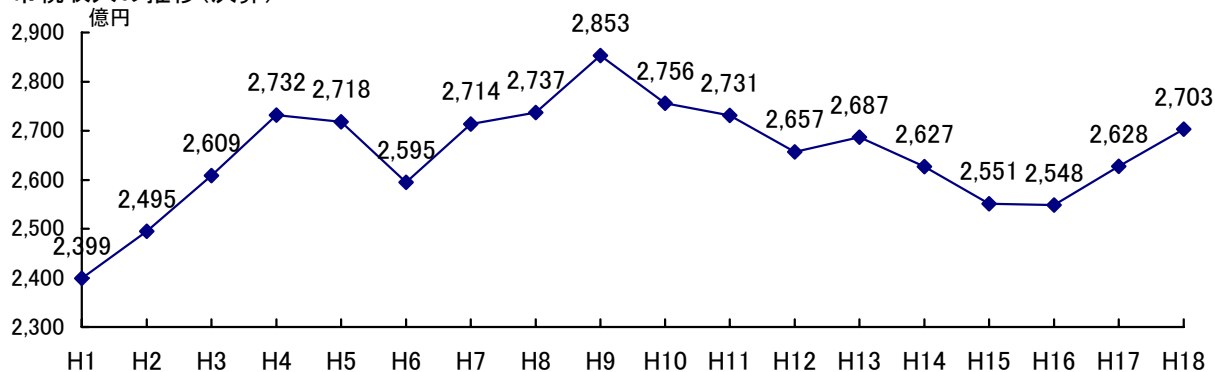
今後も多様化・増大化が見込まれる市民ニーズに、限られた財源の中での的確に対応していくためには、公民それぞれの役割と責任の所在を明確にした、適切な連携による新たな公共サービス提供手法を確立して、サービスの安全性や継続性を確保したうえで、民間部門を有効に活用していくことが重要です。

### (4) 本市の財政状況

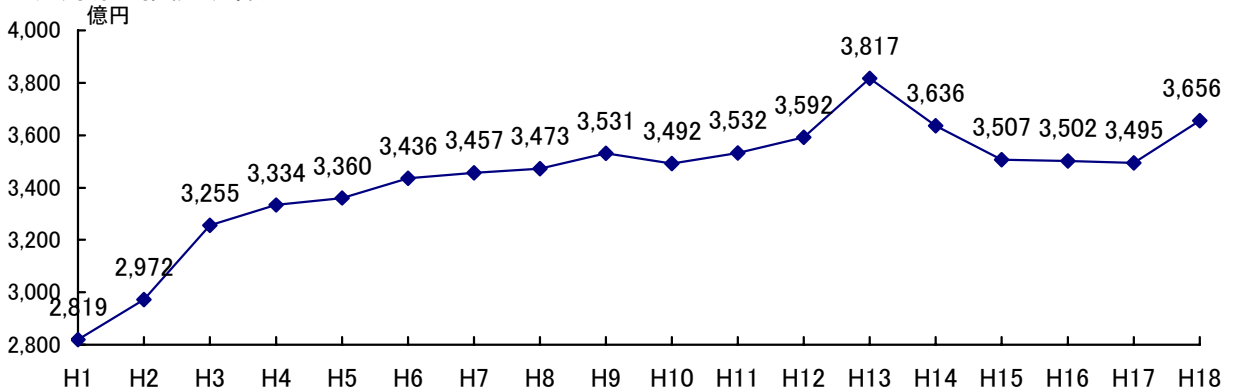
危機的な財政状況から、行財政改革を断行し、目標を上回る成果をあげたにもかかわらず、未だ厳しい財政状況にあるのは、市税収入が減少傾向にあったことや、国の三位一体の改革の影響等による一般財源の減が大きな要因です。

歳入の根幹である市税収入の決算額は、平成9年度をピークに減少傾向となり、平成17年度にようやく増加に転じたところです。また、三位一体の改革により、地方財政の収支不足を補てんする臨時財政対策債が大きく減少したことなどから、普通会計における市税収入を中心とした一般財源総額は、平成13年度をピークとして減少を続け、平成18年度においてようやく増加に転じています。

市税収入の推移(決算)

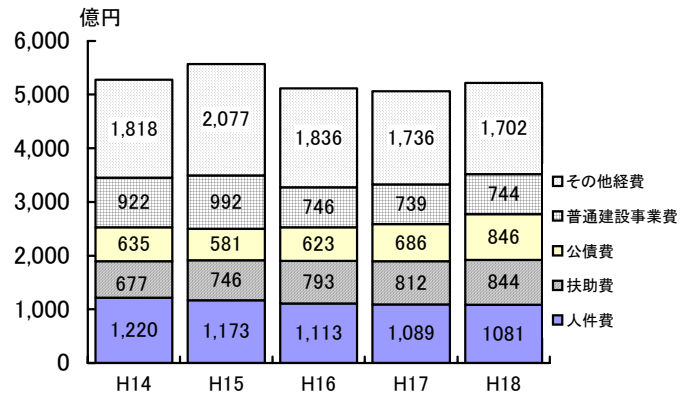


一般財源の推移(決算)



一方歳出では、平成14年度からの普通会計決算の推移を見ると、人件費は職員削減の取組の影響等から減少しているものの、扶助費や公債費は増加しており、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は、平成18年度決算において、平成14年度との比較で約10%の増となっています。なお投資

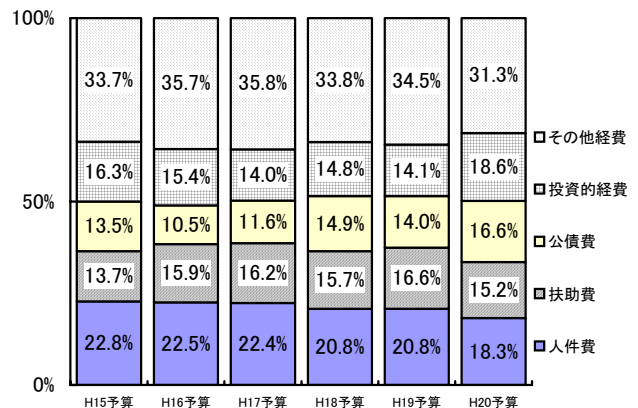
普通会計性質別決算額の推移



的経費は、一般財源が減少傾向であったことから、義務的経費への対応を優先せざるを得ず、平成18年度において平成14年度との比較で約20%の減となっています。

また、平成20年度一般会計予算における義務的経費の構成比は約50.1%で、依然として高比率で推移していますが、今後も扶助費や公債費は増加していくことが見込まれるため、行政体制の再整備や施策・制度の見直し等を行わなければ、義務的経費はさらなる増加が見込まれ、「財政の硬直化」が懸念されます。

一般会計当初予算性質別構成比の推移



平成18年度普通会計決算における財政指標を、他の指定都市と比較した場合、一般的に財政力の豊かさを表すとされている財政力指数は第1位となっており、また財政の弾力性を表す指標である経常収支比率は、85.5%と、他の指定都市の平均である

92.7%を下回るなど、相対的に優位といえるにも係わらず、本市の財政環境が未だ厳しい状況にあるのは、歳入規模の縮小に見合った歳出構造への転換が完了していないことを示すものであり、こうした視点からも行財政改革を継続する必要があると言えます。

#### (5) 国の行政改革施策に関連した行財政改革の実施

平成17年3月に総務省が示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(以下、「新地方行革指針」という。)」を受けて、全国の地方公共団体は、平成17～21年度の5年間を取組期間とする「集中改革プラン」を策定・公表し、そこで示した数値目標等の実現に向けた取組を推進しています。

本市においても、新地方行革指針の項目に沿って、第2次改革プランに基づく「行政体制の再整備」の取組を中心に、2年間踏襲・延長して「川崎市集中改革プラン」を策定しましたが、平成20～21年度の2年間については、新改革プランの策定時に再度見直しを行うこととしました。

また、簡素で効率的な行政の実現に向け、地方公共団体においてさらに取り組むべき新たな課題を明らかにした、行政改革推進法や公共サービス改革法など、行政改革のさらなる推進のための新たな手法が制度化されました。

さらに、平成18年7月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、新地方行革指針に加え、行政改革のさらなる推進のための指針が示され、さらにこれを参考に、各地方公共団体において一層の行政改革の推進に努めるよう地方自治法に基づく助言として、平成18年8月に総務省から「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」(以下、「平成18年新指針」という。)が示されました。

本市は行財政改革の取組を、国に先駆けて着実に推進しており、こうした国の行財政改革施策の方向性は、これまでの本市の取組と概ね一致していることから、今後も社会環境に的確に対応した行財政運営を進めるにあたり、平成18年新指針で示された内容も踏まえながら、本市の行財政改革を推進していく必要があります。

## 第2章 新行財政改革プランの基本的考え方

### 1 基本目標 「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立

#### (1) 基本目標設定の考え方

これまでの行財政改革における基本的な考え方は、単にコストカットを徹底して行い、経費の節減を行うことでなく、高度経済成長の終焉や本格的な少子高齢社会の到来といった環境の変化に的確に対応し、市民生活の安定と向上を図るため、川崎再生フロンティアプランの実行計画と密接に連携しながら、行財政運営を抜本的に見直し、限られた財源や資源を最大限に活用しながら、効率的で効果的な市政運営を行うとともに、地方分権時代にふさわしい行財政制度を確立することにあります。

こうした考え方については、今後も継承しなければならないものですが、これまでの行財政改革は、平成14年の「財政危機宣言」以降、いわば非常事態の中で可能なことから改革に着手してきたものであり、その取組の成果や課題を踏まえながら、急激に変化する社会経済状況や厳しい財政環境の中で、財政再建団体への転落の危機を乗り越えて、改めて本市が現在どのような状況にあって、今後何をすべきなのかを的確に捉えながら、向かうべき方向性を見据える必要があります。

こうした認識のもとで、新実行計画の実施とあわせて、改めて本市がめざす都市像の実現に向けて必要となる改革の取組を再構築し、強固な本市の経営基盤を確立するために、上記基本目標を掲げます。

#### (2) 新実行計画との連携と新改革プランの基本方針

新実行計画は、「川崎市基本構想」に掲げるまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして、本市の全ての事務事業を、これまでの進捗状況や、社会経済状況の変化に対応しながら、改めて政策体系ごとに整理し、期間内の取組内容を具体的に表すものです。

新改革プランは、これまでの行財政改革の考え方を踏襲しながらも、新実行計画に掲げる目標について、改革という視点でその方向性を設定し、また目標の実現を限られた財源や資源の中で達成するために、どのような行財政改革を進めていくべきなの

か、その取組内容を明確かつ具体的に表すものです。

したがって、両者は車の両輪のように、「元気都市かわさき」を実現するための市政運営の基本的な枠組みとして、互いに連携・連動した計画であることから、重点戦略プランを中心として、新実行計画に掲げる目標達成のために必要な組織体制の整備や予算化を図っていきます。

また、限られた財源や資源の中でも、新実行計画のさらなる推進をめざし、改めて全ての事務事業について検証を行ったうえで、見直しが必要な事務事業や執行体制については、手を緩めることなく見直しを進めると同時に、事務事業の効率化や、財源・資源の捻出に資する取組については、積極的に推進していくこととします。

こうした取組を通じて、効率的、効果的、安定的な行財政運営をめざし、社会経済状況に的確に対応した市民サービスを提供するとともに、行財政改革による効果を市民に還元し、「元気都市かわさき」の実現をめざします。

### 基本目標 「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立

- 限られた財源や資源の中で新実行計画に掲げる目標を実現するため、改めて全ての事務事業について検証
- 必要な組織体制の整備や予算の重点配分を推進しながら、見直しが必要なところは手を緩めず見直しを実施
- 事務事業の効率化や、財源・資源の捻出に資する取組を積極的に推進

こうした取組により

#### 【行財政改革の効果】

- 効率的、効果的、安定的な行財政運営
- 社会経済状況に的確に対応した市民サービスの提供
- 行財政改革効果の市民サービスへの還元

## 2 取組期間

新改革プランは、平成20年度から平成22年度までの3年間を取組期間とします。

### 3 行財政運営の視点

#### (1) 民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供

##### ① 「選択型公共サービス」への転換とサポート体制の整備

これまでの改革プランの基本的な考え方として示した「民間活用型公共サービス提供手法」は、市場原理が的確に働く領域では積極的に民間活力を導入し、市場原理が働かない領域においては民間部門が提供するサービスを本市が監視・指導・支援を行い、それでも民間部門の提供が適さない場合は本市が直接サービス提供を行うというものでした。

今後はさらに、市場における競争性とコスト優先による公共サービスの質の低下への懸念に対して、徹底した監視や指導を行い、そのうえで適切な市場原理の活用と民間部門との役割分担を図ることにより、多様化する行政需要にきめ細かく対応した、公共サービス提供体制の構築をめざします。

また、こうした体制を確立することにより、市民が従来のような画一的な公共サービスを、本市から一方的に受けるのではなく、民間部門の多様な主体が提供するさまざまなサービスの中から、自らのニーズに最も適合したものを、自らの判断で選択できる「選択型公共サービス」の提供体制が拡大されます。これと連動して、適切な情報の提供や支援など、市民が的確に自らのニーズに合った正しい選択ができるサポート体制を整備していきます。

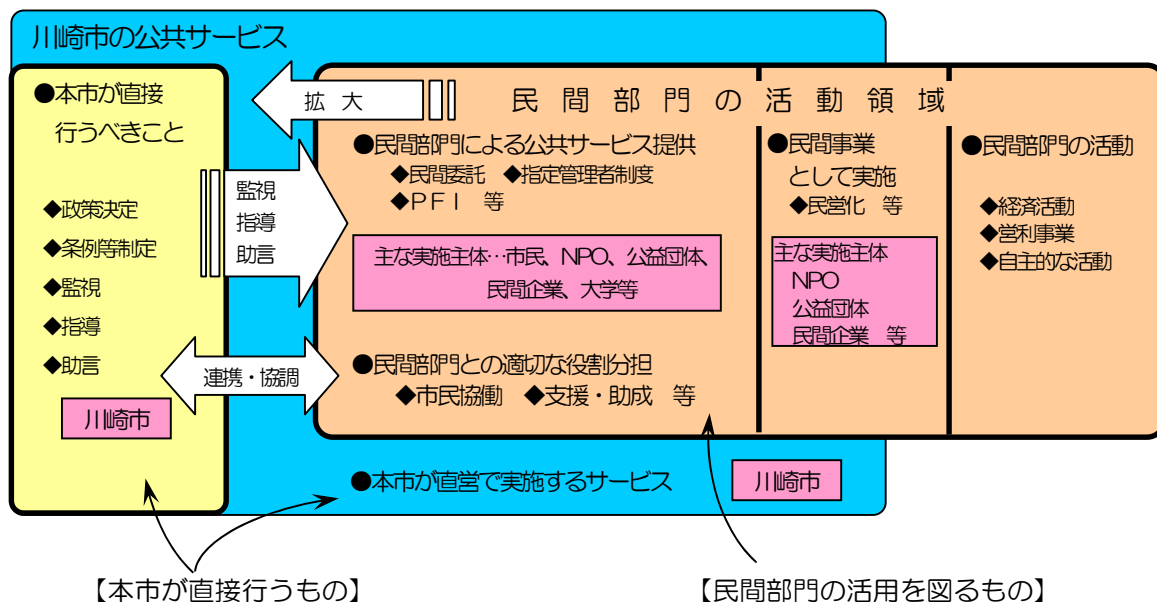
##### ② 「公」と「民」の役割と責任の明確化の必要性

一般的に、従来の民間活用の考え方は、行政が担っていた領域を民間部門に任せるという発想に基づいていましたが、近年、指定管理者制度や公共サービス改革法などの法制度が整備され、規制緩和や技術革新等の進展もあって、公共サービスにおける民間部門の活動領域と、民間部門に対する依存度が拡大傾向にあります。これを踏まえて、行政分野における民間部門の活用をさらに促進し、互いの役割分担と責任の所在を明確化することにより、公共サービスの質と選択性を高め、市民にとって最も望ましい公共サービスを提供する必要があります。

したがって、イメージ図にあるように、「民間でできることは民間で」というこれまでの原則を踏襲し、公共サービスの担い手として着実に成長を遂げている多様な提供

主体を適切に監視・指導・助言をしながら、あるいは連携・協調を図りながら、これまで本市が直接担ってきた領域でも積極的に活用することにより、「公」と「民」の適切な役割分担による的確かつ安全な公共サービスの提供体制を構築していきます。

【新たな公共サービス提供手法の考え方のイメージ】



#### ア. 本市が直接行うもの

民間部門との役割分担によって、本市は民間部門が公共サービスの提供を安全で確実に実施するように、監視・指導・助言等を行うほか、次に掲げることは着実に実施して、地方公共団体としての責任を果たすこととします。

- ◆政策決定・条例、規則等の制定
- ◆義務や負担を課し、権利を制限する行為、または強制力をもって執行する行為（事実上の行為は除く。）
- ◆その他法令、条例、規則等によって実施主体が地方公共団体または地方公務員に義務付けられているもの
- ◆下記イに示す民間活用の条件に合致しないもの

#### イ. 民間部門の活用を図るもの

本市の監視・指導・助言、または連携・協調等を前提として、次に掲げる条件をともに満たす場合は、積極的な民間活用を図ることとします。

- ◆費用対効果を獲得できるもの
  - 本市が直接行う場合と同等の体制や費用で、より高品質、付加価値のついたサービス提供が可能な場合
  - 本市が直接行う場合と同等のサービス内容が、より効率的な体制や費用で提供することが可能な場合
- ◆民間主体でもサービスの安全性・継続性・確実性が確保できるもの
  - 募集要項、仕様書、契約書等における公民の役割分担基準・条件の明確化が可能であること
  - 最適な入札方式の選択と公平かつ透明性の高い選定・契約により、最適な事業者選定ができること
  - 主体性と客観性のバランスのとれたモニタリングと適正な評価により安全性・継続性が確保できること

### ③ 新たな公共サービス提供手法を推進するガイドラインの策定

本市の適切な監視・指導・助言や民間部門との連携・協調のもとで、公共サービスに多様な提供主体を活用していくことにより、サービスの価値をさらに高め、効率的で効果的な公共サービスの提供体制を確立していくため、今後「(仮称)川崎市民間活用のガイドライン」を策定します。

このガイドラインは、公共サービスにおいて民間活用を図る場合の基本的な考え方や手順を示すものですが、民間活用には民間委託、指定管理者制度、PFI、民間譲渡などさまざまな手法があり、また対象事業の選定にあたっては、行政内部からの発案による他に、広く市民の方々から意見を募集したり、民間事業者からの提案を受けるなど、さまざまな手段が考えられます。

そこで、次の表に示すように、民間活力の導入検討段階から事業終了までを7つの基本プロセスに分けて、本市がこれまで培ってきた経験と最新の情報に基づき、それぞれの民間活用手法とプロセスごとに作業内容や留意事項等を改めて整理し、最適な民間活用手法を選択し、安全で質の高い多様な公共サービスを市民に安定的に届けることのできるものにしていきます。

#### 【7つの基本プロセス】

基本プロセス	主な内容
ステップ1 民間活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間活用発案の受付手法</li> <li>◆民間活用の適否判断手法</li> <li>◆適切な民間活用手法の検討手法</li> </ul>
ステップ2 民間活用の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆定量・定性効果の測定方法と官民・民コスト比較手法</li> <li>◆民間活用を決定する手順と体制</li> </ul>
ステップ3 民間事業者の募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆適切な実施方針・募集要領・仕様書等の条件と記載事項</li> <li>◆事業者要件（応募資格）の考え方</li> <li>◆応募方法の考え方</li> </ul>
ステップ4 民間事業者の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業者選定基準と選定の考え方</li> <li>◆事業者の安定性評価と創意工夫を引き出すための考え方</li> <li>◆事業者を選定する手順と体制</li> </ul>
ステップ5 契約等の締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆契約書や協定書等へ記載すべき事項</li> <li>◆契約書や協定書等におけるリスク分担やインセンティブの考え方</li> <li>◆契約・協定締結時の作業内容</li> </ul>
ステップ6 事業実施中の モニタリング・評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆モニタリング・評価のルール（手順、体制、評価項目等）</li> <li>◆モニタリング・評価結果の公共サービスへの反映の考え方</li> </ul>
ステップ7 事業終了後の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事業終了時における総合的な評価の手順と体制</li> <li>◆評価結果の公共サービスへの反映の考え方</li> </ul>



さらに、このガイドラインを、優先度の高いものから適用していくことをめざしますが、指定管理者制度の導入手続きやモニタリング・評価手法については、平成20年度から順次適用していくこととします。

【今後の策定・実行スケジュール】

取組項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ガイドライン策定作業		策定作業 ▲ 公表		
●対象事業の範囲検討				
●公民・民コスト比較手法の構築				
●仕様書・契約書等作成時の留意事項検討				
●モニタリング・評価手法の構築				
●各手法共通留意事項検討				
●(仮称) 第三者検討委員会の設置		検討 ▲ 設置		
施設の民間譲渡及び 指定管理者制度活用ルール の適用		平成20年度より順次実施		
民営化・民間委託等の考え方の適用			一部臨時実施 → 順次実施	
モニタリング・評価手法の適用		一部臨時実施 → 順次実施		

## (2) 持続可能な財政基盤の構築

わが国経済は、バブル崩壊後の長い低迷から脱却し、平成14年初めを底として改善に向い、息の長い回復を続けていますが、同時に本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、地球環境問題などの難しい課題にも直面しています。

一方、本市においても、国とは若干の時間的な差異がありますが、市税収入全体では平成16年度を底に増加に転じたものの、地方財政計画の規模の抑制による財源不足額の圧縮に基づく臨時財政対策債の発行額の減少などから、一般財源ベースで見ますと、平成18年度にようやく対前年度決算額を上回ることとなったところです。

また、扶助費や公債費の増への対応など、国同様の課題を抱えその解決が求められているとともに、国の「日本経済の進路と戦略」においても、財政再建のために「歳出・歳入一体改革の着実な推進」が掲げられていることから、その改革が及ぼす本市への影響も考慮する必要があります。

こうした課題を解決しながら、継続して市民福祉サービスを適宜適切に提供するためには、持続可能な財政構造の構築が必要であり、そのため、今後も引き続き行財政改革を推進し、歳入歳出両面におけるさまざまな取組を進める必要があります。

### ① 財政運営の基本的な考え方

前述したように、本市の財政は、これまでの行財政改革の取組により、ようやく危機的な状況から脱したといえますが、歳入が緩やかな回復基調にあるとはいえ、市税収入等の歳入は、社会経済環境の変化により、今後も大きく左右されることが想定され、決して楽観視できない状況にあります。

そうした中であって、川崎再生フロンティアプランの着実な推進によるまちづくりの基本目標を実現するためには、中長期的な都市経営の視点に立った財政運営を可能とする強固な基盤が必要不可欠です。

こうしたことから、次章以降に示す施策・制度の再構築や行政体制の整備等、さまざまな取組を着実に推進することにより、歳入規模に見合った歳出構造への転換を進めることが必要であり、これにより、減債基金からの借入れ等の財源対策や、臨時的な収入に依存しない財政運営が可能となります。

こうした見直しの考え方は本市の会計に限ったことではなく、出資法人においても

この基本的な考え方に沿い、経営の健全化に向け取組を進める必要があります。

また、「川崎市財政問題研究会」から示された「財政運営上の基準とする指標等」を活用し、予算編成や決算調製等の段階において、それぞれの財政指標が、その基準を超過しているものについては早期是正を、また基準を満たしているものについてはその持続を図る等、財政状況を的確に把握しながら運営していくことが、持続可能な財政構造の構築のために強く求められているところです。

◆川崎市財政問題研究会で示された「財政運営上の基準とする指標等」

(平成19年8月公表「川崎市財政問題研究会 最終報告書」より抜粋)

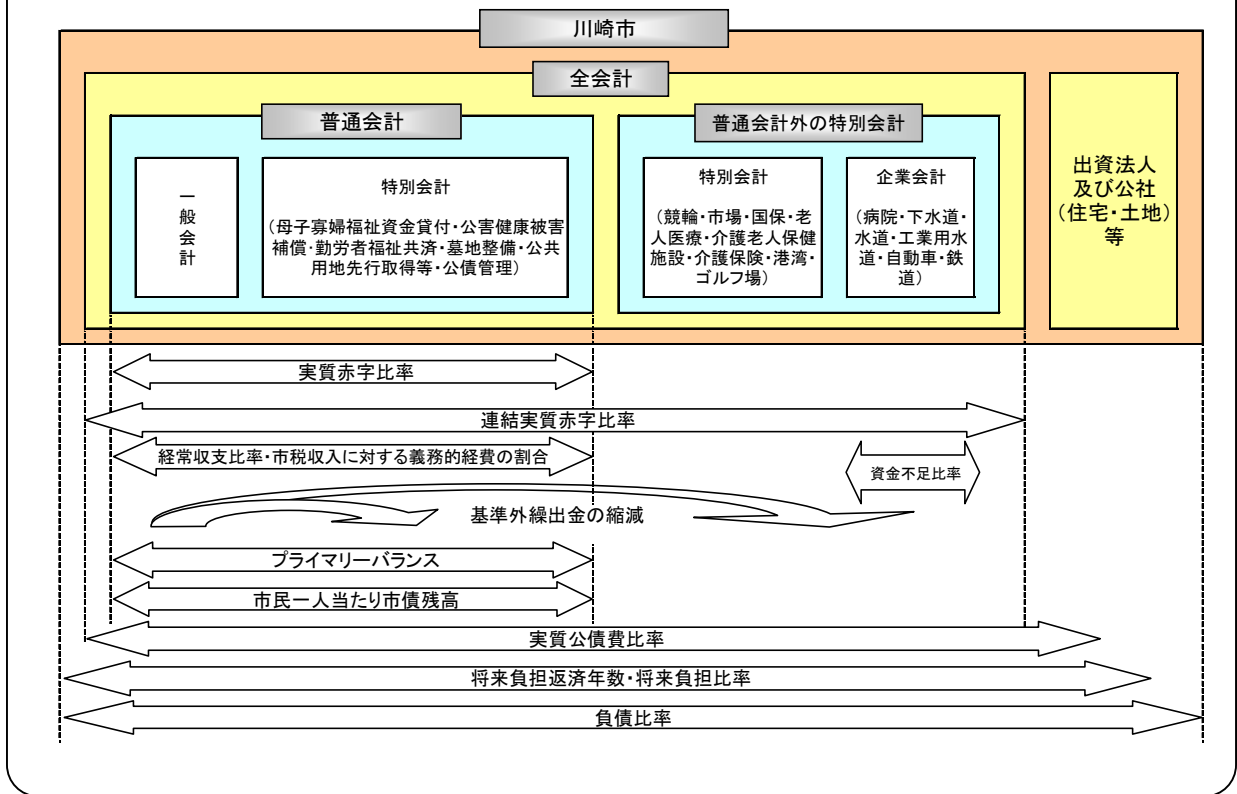
財政状況の的確な把握や健全な財政構造の構築に向けた取組を推進するため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）で示された健全化判断比率の指標を含め、4つの視点から提言されています。

把握の視点	財政指標	基準等
会計の収支状況を把握するための指標	実質赤字比率（※）	赤字とならないこと
	連結実質赤字比率（※）	赤字とならないこと
財政構造の弾力性確保のための指標	経常収支比率	90%以下
	市税収入に対する義務的経費の割合	100%以下
将来負担の縮減を図るための指標	プライマリーバランス	安定的な黒字の確保
	市民一人当たり市債残高	指定都市平均以下
	実質公債費比率（※）	18%未満
	将来負担比率（※）	早期健全化基準以下
企業会計等の経営の健全化を推進するための指標	将来負担返済年数	引下げ
	基準外繰出金	縮減及び規律の確保
	資金不足比率	不足を生じないこと
	負債比率	引下げ

注（※）は、財政健全化法で規定する指標です。

◆財政指標の対象範囲イメージ

(平成19年8月公表「川崎市財政問題研究会 最終報告書」より抜粋)



② 新たな財政フレーム

これまでの改革プランにおいては、行財政運営の指針として「財政フレーム」を示し、本市はこれに基づき計画的な財政運営を行ってきました。

特に、第2次改革プランの財政フレームは、実行計画と密接に連携して策定したことから、歳出にあっては計画事業費と同一のものとなっています。

そのため、実行計画の着実な推進を図るため、予算編成段階においても計画事業費を基準とするとともに、計画策定後に生じた環境の変化に対しても、柔軟かつ的確に対応してきました。

今後も、こうした計画的な財政運営を進めていくことが重要ですので、新実行計画の策定作業の中で計画期間3年間の事業調整を行ったうえで、新改革プランにおいても、今後の行財政運営の指針として、歳入歳出総額や行財政改革の効果額等を明示した新たな「財政フレーム」を策定しました。

平成21及び22年度の予算編成は、新実行計画の内容や進捗状況を十分踏まえながら

進めていきますが、歳入面では、市税収入等の見積りについては社会経済環境の影響を大きく受けること、また、歳入フレーム自体が臨時財政対策債の取扱いをはじめ地方財政対策等により大きく影響を受けることなど、各年度の予算編成段階では計画と大きく差異が生じる可能性があります。

一方、歳出面においても、新実行計画事業費は歳入見積りの総額を一定規模上回る内容となっていること、さらに、計画期間中、新たに発生する課題にも的確に対処する必要があることから、予算編成段階では、計画の柔軟な対応についても考慮せざるを得ない可能性も含んでいます。

また、平成23及び24年度は新実行計画の計画期間外ではありますが、平成22年度までと同様の考え方に沿い、現状で想定し得る合理的な範囲内で、歳入及び歳出の事業費の見積りを行いました。

こうして作成した新たな「財政フレーム」に沿った計画的な財政運営を行うとともに、前述した財政指標等を活用し、財政状況を的確に把握しながら財政運営に努めることにより、短期的には、

- ① 平成21年度に減債基金からの借入れを行わずに収支均衡を図る。
- ② 実質公債費比率を早期に18%未満へ引下げる。

という目標を達成するとともに、

中長期的には

- ③ 継続的な収支均衡と安定的なプライマリーバランスの黒字の確保を図る。

こととし、持続可能な財政基盤の構築をめざします。

# 財 政 フ レ ー ム

一般財源ベース

単位:億円

## 健全な財政構造に向けた取組目標

目標 ① 平成21年度には減債基金からの借入れを行うことなく収支均衡を図る。

目標 ② 平成24年度までに実質公債費比率の18%未満への引き下げを図る。

目標 ③ 継続的な収支均衡と安定的なプライマリーバランスの黒字の確保を図る。

## 歳入フレーム (減債基金新規借入金を除く)

	H20予算	H21見込	H22見込	H23見込	H24見込
市税	2,888	2,924	2,976	3,004	3,048
地方譲与税	34	34	34	34	34
利子割交付金～軽油引取税交付金	217	231	222	230	230
地方交付税	3	3	3	3	3
市債	123	102	87	72	57
その他	313	631	454	338	268
<b>歳入計 A</b>	<b>3,578</b>	<b>3,925</b>	<b>3,776</b>	<b>3,681</b>	<b>3,640</b>

※平成21年度以降の市税等は、市民税においては個人・法人の別に人口動態や企業収益、物価上昇等の影響を見込むなど、各税目ごとに近年の動向を参考に算定

※歳出歳入一体改革については、影響を見込まず

## 歳出フレーム

	新実行計画期間内の計画事業費				
	H20予算	H21見込	H22見込	H23見込	H24見込
人件費	946	930	899	877	857
扶助費	377	388	399	403	410
公債費	745	763	711	751	707
投資的経費	287	450	391	267	271
その他	1,323	1,433	1,425	1,435	1,432
<b>歳出計 B</b>	<b>3,678</b>	<b>3,964</b>	<b>3,825</b>	<b>3,733</b>	<b>3,677</b>

※人件費は、給与改定による影響を見込まず

※人件費のうち退職手当は、退職予定者数を勘案して算定

※投資的経費のうち平成23年度以降は、平成19年度までの過去10年間の平均値を基本に算定

減債基金からの新規借入れ C	100	0	0	0	0
----------------	-----	---	---	---	---

施策調整・事務事業の見直し等による要調整額 D=A-B+C	-	-39	-49	-52	-37
-------------------------------	---	-----	-----	-----	-----

※平成21年度以降の歳入歳出の額は、今後の精査により変動する可能性があります。

## 行財政改革による対応額等の内訳

### 財源対策による対応

	H20予算	H21見込	H22見込	H23見込	H24見込
退職手当債の活用	37	37	37	37	37
行政改革等推進債の活用	20	20	-	-	-
〃 (地域再生債)の活用	20	20	20	20	20
国保会計繰出金の未計上	47	47	47	47	47
財源対策計 E	124	124	104	104	104

### 行財政改革による対応

	過去6年間の実績	H21見込	H22見込	H23見込	H24見込
債権確保策の強化等による歳入確保	(93)	10 (103)	10 (103)	10 (103)	10 (103)
人件費の見直し	(197)	20 (217)	40 (237)	60 (257)	80 (277)
扶助費の見直し	(34)	5 (39)	10 (44)	10 (44)	15 (49)
投資的経費の見直し	(75)	10 (85)	10 (85)	10 (85)	10 (85)
その他経費の見直し	(182)	15 (197)	30 (212)	45 (227)	60 (242)
行財政改革の目標額計 F	(581)	60 (641)	100 (681)	135 (716)	175 (756)

対策前の収支不足額 D-E-F	-	-223	-253	-291	-316
-----------------	---	------	------	------	------

## 第3章 効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築

### 1 市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直し

本市はこれまで、本格的な少子高齢社会の到来や急激な社会経済状況の変化の中で、公共サービスとして必要なものを確実に市民に提供していくために、厳しい財政状況のもと、本市のすべての施策や制度について検証し、見直すべきところは積極的に見直しを図りながら、真に必要なサービスを必要な人に確実に届くよう取り組んできましたが、今後も市民ニーズはさらに変化や拡大を続けていくことが想定されます。

こうした状況においても、本市は今後も行財政改革を推進し、必要な公共サービスを着実に提供していく必要があります。

そのためには、本市と民間部門との役割分担と責任の所在を明確にしながら、民間部門を含めた多様なサービスの中から、市民が自らのニーズに最も適合したものを安心して、確実に選択できる制度づくりに、今後も全力で取り組み、さらには、市民や地域社会との連携を深めることにより、自助・共助・公助のバランスのとれた地域福祉社会の構築をめざす必要があります。

また、公共サービスの多くを占める社会福祉の分野においては、女性の就労機会の拡大や大規模住宅建設等に伴い、保育ニーズが増大・多様化するとともに、介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行等を背景に、高齢者及び障害者福祉において、地域での自立生活に向けたきめ細かいサービスに対するニーズが高まっています。

一方では、国の社会福祉基礎構造改革を契機として、福祉サービスは「措置から契約」へ転換され、行政の責務は、多様なサービス提供主体の存在を前提に、社会福祉事業者と協力した福祉サービスの提供体制の構築や、利用者が福祉サービスを適切に利用できるためのサポート体制を強化することに変化しています。

このような環境の中で、本市の果たすべき役割は、福祉の質や安全性を十分に確保しながら、民間部門を最大限に活用し、付加価値を創出するような提供体制を構築していくことであることから、本市の適切な監視・指導・助言のもとに、民間部門による提供が適切と考えられる社会福祉サービスは、今後も積極的に民間部門に委ねるものとし、特に公設の社会福祉施設については、積極的に民営化を図ります。



(1) 社会経済状況の変化に対応した施策・制度の再構築

本市の施策や制度の中には、創設当初と比較して、時代の変遷とともにその必要性や施策目的が薄れてきているものや、右肩上がりの「成長」を前提として制度構築され今後の持続が困難なものがあります。これらについては市民に真に必要なサービスを確実に届けるという使命を踏まえ、積極的に見直します。

また、制度自体の存続は必要であっても、市民ニーズに必ずしも合致した内容となっていないものや、国や県の制度等との関係において見直しが必要なものについては、的確なサービスを将来にわたって持続させる観点から、施策や制度の再構築を図ります。

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
宿泊紹介事業の廃止	市民保養施設廃止に伴う経過措置としての民間宿泊施設の紹介事業については、平成20年度をもって廃止します。
分別収集品目の拡大	ミックスペーパーの分別収集については、民間委託により平成22年度に全市に拡大します。 また、その他プラスチック製容器包装の分別収集については、民間委託により平成22年度にモデル収集を開始します。
敬老祝品贈呈事業の見直し ◎	平均寿命の伸びや他都市の状況を踏まえ、敬老祝品贈呈事業のうち77歳の方への贈呈を平成19年度をもって廃止します。
長寿夫妻記念品贈呈事業の見直し ◎	敬老祝品贈呈事業において長寿者に対する祝品贈呈を行っていることや他都市の状況を踏まえ、結婚60周年を迎えた夫妻への記念品贈呈を平成19年度をもって廃止します。
長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業、日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。 また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、平成21年度から指定管理者制度を導入します。
在宅高齢者介護援助手当の見直し	国の制度改正や利用状況を踏まえ、廃止を含め事業を見直します。
障害者市民交流事業の見直し	障害者保養所「つつじ山荘」の運営などの市民交流事業について、社会環境の変化や利用状況を踏まえ、事業を見直します。
井田地区の障害者福祉施設管理運営主体の見直し	老朽化している中原区井田地区の障害者福祉施設について、「リハビリテーション福祉・医療センター再編整備基本計画」に基づく再編整備にあわせて、公設民営方式を基本とした運営に転換します。

取組事項	取組の概要・方向性
福祉センターの再編整備	老朽化している川崎市日進町地区の「福祉センター」について、再編整備基本計画を策定し、各施設の運営における民間活用に向けた取組を推進します。
障害者手当支給事業の見直し	障害者自立支援法の施行等、社会状況が変化する中、県や他都市の動向を踏まえ、支給要件等の見直しを行います。
国民健康保険事業における結核・精神医療付加金支給制度の見直し ◎	平成18年4月から実施された障害に係る公費負担医療制度の改定等を踏まえ、結核・精神医療付加金支給制度を国が定める負担割合と同様となるよう平成20年9月をもって廃止します。 これに伴い、事業廃止時点における一定の精神医療付加金支給制度対象者に対する経過措置を3年間実施します。
小児医療費助成事業等の見直し	県の制度に基づく医療費助成事業（小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業）及び小児ぜん息患者医療費支給事業について、県の制度改正の動向を踏まえ、事業を見直します。
老人医療費助成事業の見直し ◎	平成20年度からの医療制度改革の実施にあわせて事業を廃止します。これに伴い、事業廃止時点における助成対象者に対する経過措置を講じるとともに、医療費自己負担割合が増加する方を対象とした新たな支援を3年間実施します。
基本健康診査事業の廃止及び医療保険者による特定健診事業の実施 ◎	医療制度改革による老人保健法の改正に伴い基本健康診査事業は平成19年度をもって廃止し、平成20年度からは医療保険者による特定健診事業を実施するなど、医療制度改革にあわせた健診制度に見直します。
保育所の民営化による保育需要への対応	保育所入所定員の増大や延長保育の充実などの今後の保育需要に対応するため、平成21年度から平成24年度に各年度5か園の保育所を民営化します。
特定公共賃貸住宅制度の見直し	制度に「子育て世帯支援」の視点を加えるとともに、あわせて子育て世帯について、応能負担による適正な家賃制度に見直します。
市立幼稚園(研究実践園)の廃止	幼稚園教育の実践は私立幼稚園が担うことにより、2つの市立幼稚園(研究実践園)については、平成21年度をもって廃止し、認定こども園及び児童相談所として整備します。
学校の適正規模・適正配置の推進	小規模化及び過大規模化している小中学校については、近隣校との統合、通学区域の変更、学校の 신설等により適正規模・適正配置を行い、教育環境を整えます。 平成20年度 白山中・王禅寺中の統合 平成21年度 白山小・王禅寺小の統合 平成20年度以降 桜本小・東桜本小の適正規模化の推進 平成23年度以降 子母口小学校の分離新設校の着工
市立高等学校の再編整備	本市における中等教育の多様化を図るため、中高一貫教育を導入する取組を進めるとともに、定時制を希望するが昼間に学びたい生徒など、多様化するニーズに対応した教育内容の充実を図るため、二部制定時制（昼間部・夜間部）の導入と定時制課程の再編に向けた取組を進めます。

## (2) 補助・助成金の見直し

補助・助成金制度の運営にあたっては、急激に変化する社会経済状況の中で、その目的が本市政策目標の実現に資するものであり、かつ補助・助成の目的が市民理解の得られるものであるか、常に検証することが重要です。

また、市民や各種団体の支援を通して、地域の公益目的を達成する観点から必要な補助・助成金については、重点的に活用を図っていく必要があります。

こうしたことから、「補助・助成金見直し方針」を活用しながら、厳格な取捨選択を進めるとともに、市民サービスの向上や公共の利益に寄与するものなど、重点的に活用する分野においては、適切かつ積極的な制度運営を図ります。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
私立学校等補助金の見直し	学校の教材購入に対する補助等については、補助率の見直しなど、補助・助成金見直し方針に沿って見直します。
児童福祉施設に対する補助・助成金の見直し	児童福祉施設に対して支出している職員給食指導費については、社会経済状況の変化に伴いその必要性が薄れてきたことから、平成21年度をもって廃止します。
幼稚園教育の振興に向けた補助体系の再構築	幼稚園教育振興のための補助金については、平成21年度に市立幼稚園(研究実践園)を廃止することを踏まえ、私立幼稚園において障害児受入れや預かり保育支援の充実が図られるよう、補助体系を再構築します。

### (3) 受益と負担の適正化

市民ニーズの多様化や高度化に対応するため、公共サービスがよりきめ細やかに、個々のニーズに見合ったものにシフトする状況においては、公平性の観点から、サービスを利用する市民の方々には、受益に対する適正な負担が求められます。

また、真に必要な公共サービスを今後も持続していくためにも、現金給付またはそれに準ずる給付事業や、単に年齢や所得などを要件とするサービスについて、その受益が、納税という形でコストを負担している多くの市民との公平性や公正性に照らして妥当かどうか、厳しく検証することが必要です。

こうした施策や制度については、受益と負担のあり方を検証するとともに、公平性や公正性が損なわれていると考えられるものについては、廃止や縮小を含めて、そのあり方を再検証し、積極的な見直しを図ります。

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
新百合21ホール利用料の見直し ◎	利用者から要望の高いギャラリーや合唱等の練習室を整備し、受益と負担の公平性の観点から、利用料金体系を見直します。
福祉措置による特別乗車証交付事業等の見直し ◎	生活保護受給世帯については、生活保護制度において最低限必要な交通費、通学・通院費が支給されることから、特別乗車証の交付及び高齢者フリーパスの無料交付を平成19年度をもって廃止します。
がん検診自己負担額の見直し ◎	市内医療機関において特定健診と同時に受診できるよう利便性の高い事業手法に変更します。 また、受益者負担の適正化の観点から平成20年4月より自己負担額を見直すとともに、現在65歳以上である無料対象年齢を70歳以上に引き上げます。
保育料等の受益者負担の見直し	保育料をはじめとした保育サービスに伴う受益者負担について、認可外保育所の保育料や他都市の状況などを踏まえ、見直しを行います。
自転車等駐車場使用料金の見直し	駐車時間を含めた利用形態や立地条件などを加味し、受益者負担の適正化及び利用者ニーズや利便性を考慮した料金体系に見直します。
港湾緑地施設等の使用料の設定 ◎	港湾緑地において、バーベキュー施設や駐車場など一部の施設について使用料を設定します。
定時制高校給食自己負担額の見直し	受益者負担の適正化の観点から、自己負担額を見直します。

## 2 都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現

第1次行財政改革に着手したころ、都市基盤や施設などの整備事業は、当時の計画に基づいて、財源を市債発行に頼りながら続けられ、バブル経済絶頂期を中心に先行取得された土地の借入残高が膨れ上がり、本市財政を圧迫する事態となっていました。

このような状況を受けて、当時新規着工予定であった大規模事業については着工を平成14年度から原則3年間凍結し、全ての整備事業について改めて必要性や費用対効果を精査したうえで厳しい事業選択と優先順位付けを行いました。また、計画の修正、事業主体・手法のさらなる見直しを行うとともに、計画的な維持修繕による長寿命化の推進などとあわせて、既存ストックの活用、複合化、総合的な土地対策などについても検討を進め、厳しい財政環境においても、活力ある暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取組を推進してきたところです。

こうした取組により、川崎駅周辺地区や小杉駅周辺地区などの整備による都市拠点の活性化や、大師橋の整備や京浜急行大師線連続立体交差事業による産業道路の利便性の向上をはじめ、ミューザ川崎シンフォニーホールや川崎市アートセンターなど文化・芸術のまち拠点の整備、はるひ野小中学校の新事業手法による効率的な整備など、民間活力の積極的な導入などによるまちづくりによって、都市機能の充実が目に見えるようになってきたことは、これまでの改革の一定の成果であったと言えます。

新改革プランにおいては、改革の成果が、いつまでも川崎に住み続けたいと市民が思える環境の形成に結びつくとともに、投資することによって、長期にわたり広い範囲で相乗的に波及するような効果を発現できることを基本的な事業選択の考え方とします。

このことを念頭に置きながら、引き続き厳しい財政環境を十分に踏まえ、今後さらに多様化し複雑化する社会需要に対して、緊急性や妥当性を厳しく精査したうえで新実行計画において新たなまちづくりのビジョンを描きます。

また、民間活力の積極的な活用や協働によるまちづくりを推進することによって、効率的に事業目的の達成をめざします。

さらに、施設や設備等の老朽化に伴う更新需要の増加がある一方で、投資額の確保にも限界があることから、適切な維持補修等の実施による長寿命化の推進、既存ストックの有効活用、施設の複合化などを推進し、限られた財源を最大限に活用しながら、効率的で効果的な都市基盤・施設整備を行っていきます。

## (1) 既存計画の見直し

都市機能の維持向上の観点から、計画的な都市基盤整備を推進するため、正確な進捗状況の把握や、的確な状況判断により、より効率的な効果の発現をめざし、諸環境の変化に応じた適切な事業計画の見直しを図ります。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
地球温暖化対策の充実	地球温暖化対策は喫緊の課題であることから、市民、事業者、学校、行政の各主体の取組を一層推進するとともに、環境と経済の好循環を推進する「CO2削減川崎モデル」を構築し、本市が世界全体の温室効果ガス排出量削減に貢献する取組を進めるため、平成22年度までに「地球温暖化対策地域推進計画」を改定します。
環境基本計画の見直し	社会経済動向や環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、環境と経済の好循環を推進する本市発の地球温暖化対策など地球環境への配慮や環境技術による国際貢献等も取り入れながら、持続可能な市民都市かわさきを実現するため、平成22年度までに本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である「環境基本計画」を改定します。
都市計画道路網の見直し	「都市計画道路網の見直し方針」に基づき、見直しが必要な路線等については、地域住民や関係機関等と調整のうえ、既存の都市計画決定の変更等を行います。
下水道施設の効率的な更新	長期的かつ安定的な下水道サービスを提供するために、優先順位、必要性、費用対効果等を十分に検証しながら、計画的な施設更新を実施します。
道路整備プログラムの見直し	道路の整備目標に対する効果を客観的指標により検証を行うとともに、道路を取り巻く社会環境を踏まえながら、適切に道路整備プログラムを見直します。 また、計画の達成度や検証結果を市民にわかりやすく公表します。

## (2) 効率的な整備・運営手法の導入

施設や設備の整備や維持管理においては、民間活力の積極的な活用や契約手法の工夫等により、財政支出の圧縮・平準化、より機能性を追及した設計、最新技術の導入などによる質の高いサービスの提供が可能になることから、積極的な活用を図ります。

また、PFIなどの新事業手法を導入する場合は、より効率的な手法として活用できるように、適正なコスト分析や事業評価に努めます。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
公共施設へのESCO事業導入の推進	民間事業者の技術等を活用して、公共施設の省エネルギー改修工事を行い、温暖化の原因となる温室効果ガス排出量と施設の光熱水費を削減するESCO事業については、宮前市民館・図書館、麻生市民館・図書館の2施設に導入し、施設改修工事、省エネルギーサービスを行います。
ミックスペーパー・その他プラ資源化処理施設の建設	分別収集したミックスペーパー及びその他プラスチック製容器包装の選別、圧縮梱包を行う資源化処理施設については、平成22年度に合築により整備を行うとともに、建設後は、民間委託により効率的な管理運営を行います。
(仮称)リサイクルパークあさお整備事業へのPFI手法の導入	(仮称)リサイクルパークあさおの資源化処理施設については、効率的な整備を行うため、平成20年度にPFI導入可能性調査を行い、PFI手法の導入に向けた具体的な取組を行います。
川崎駅東口地区自転車駐車場の効率的な整備・運営	川崎駅周辺総合整備事業における京浜急行線高架下自転車駐輪場の移設を機会に、川崎駅東口周辺における自転車等の収容量の拡充を進めるとともに、民間活用による効率的な整備・運営を図ります。
小学校普通教室の冷房化の推進	小学校普通教室の冷房化については、効率的かつ効果的に実施するため、PFI手法を活用して平成21年度に整備を行います。
(仮称)多摩スポーツセンター整備事業へのPFI手法の導入等	平成22年度の開館に向けて、効率的な管理運営を行うため、PFI手法を活用して整備を行うとともに、隣接する西菅公園のスポーツ施設と一体で管理します。

### (3) 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進

本市が所有する多様な施設や設備の老朽化が進行する中で、更新のための建設費の確保には一定の限界があります。

しかしながら、そのために利用者である市民の方々が、施設や設備本来の機能を享受することができない事態を招くことがあってはなりません。そのため、適切かつ効果的な維持補修や予防保全の実施による、積極的な長寿命化への取組を推進します。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
公園の維持管理水準の向上による長寿命化の推進	<p>街区公園及び総合公園など大規模公園の公園施設を計画的に改修・更新することにより、公園施設の長寿命化を推進します。</p> <p>また、安全で快適な公園空間を創出するため、樹木の剪定回数を増やすなど、公園緑地の適切かつ効果的な維持管理を行います。</p>
街路樹の適正管理による安全な道路空間の維持	<p>街路樹の剪定期間を概ね2～3年とし、交通障害となる樹木の剪定を中心に街路樹の維持管理を行い、安全な道路空間を維持します。</p> <p>また、街路樹の点検・診断を実施し、危険な樹木の撤去・更新を適宜実施します。</p>
公共建築物の長寿命化対策	<p>施設を良質なストックとして整備するために、「中長期保全計画」を策定し、効果的に修繕を行いつつ段階的に長寿命化対策を実施します。</p>
河川維持補修における長寿命化の推進	<p>護岸の劣化や河床の深掘れなどの調査を行い、効率的・効果的な補修工法を検討したうえで、平成21年度までに補修計画を策定し、安全性に配慮した河川施設補修による長寿命化を推進します。</p>
橋りょう整備における長寿命化の推進	<p>安全性や緊急性に配慮した適切かつ効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進するために、平成21年度に「長寿命化修繕計画」を策定し、橋りょうの予防保全的修繕を実施します。</p>
下水道施設の長寿命化の推進	<p>市民の安全で快適な暮らしを守るため、地震対策を優先するとともに適切な維持管理による下水道施設の延命化に重点を置きます。</p>
適切な道路維持補修の推進	<p>安全性や緊急性に配慮した効率的・効果的な維持補修を行うことにより、道路施設の適切な維持管理を推進します。</p>
港湾施設における長寿命化の推進	<p>施設管理部門と整備部門を統合したうえで、維持管理・補修計画を策定し、安全性に配慮した適切で効果的なメンテナンスによる長寿命化を推進します。</p>



#### (4) 既存ストックの有効活用や複合化

土地や建物をはじめとした本市の資産を有効に活用したり、同一敷地内に複数の施設を整備することで、低コストで目標とする成果をあげること等が期待できることから、用途の見直しを含めた既存ストックの有効活用や、施設の複合化について積極的に推進します。

##### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
こども文化センターの有効活用	従来の児童厚生施設としての機能に加えて、地域の市民活動拠点として活用するとともに、地域の実情に応じた子ども支援を展開するための地域子育て支援センターとしての活用を図ります。
わくわくプラザにおける児童健全育成事業の推進	国が創設した放課後等の子どもの居場所確保と健全育成を目的としている放課後子どもプランを踏まえ、わくわくプラザ事業を推進するとともに、わくわくプラザを活用し、保護者の就労形態の変化等に対応し子育て支援の視点を取り入れた「子育て支援・わくわくプラザ事業」を午後6時から7時まで実施します。
老人いきいの家の介護予防拠点としての機能強化	高齢者のふれあいと生きがいの場である老人いきいの家については、地域における介護予防拠点としての機能を強化し、介護予防普及啓発事業を実施するなど、高齢者の健康づくりの場として活用を図ります。
消防出張所廃止による土地利用	平成19年度の玉川、宮内出張所の廃止に伴い、その跡地について、一部を消防団器具置場及び防災資器材倉庫として利用し、玉川出張所の残地は売却、宮内出張所の残地については有効活用を図ります。
市立幼稚園跡地等の有効活用	新城幼稚園の跡地については、民設民営方式で認定こども園を設置します。 また、生田幼稚園の跡地については、平成23年度に児童相談所を設置します。
聾学校の有効活用	聾学校については、さまざまな障害に対応できる特別支援学校への転換に向けて、現施設を有効活用する取組を進めます。
学校教育施設の開放等	学校教育施設については、市民活動や生涯学習、スポーツの場として利用できるよう、校庭、体育館、特別教室等の有効活用の推進・拡大を図ります。 また、学校跡地の土地利用についても有効活用の視点から検討を進めます。

## (5) 総合的土地対策の推進

平成12年度に「第1次総合的土地対策計画」に着手して以降、これまで第2次、第3次と総合的土地対策計画を策定し、土地開発公社、公共用地先行取得等事業特別会計及び土地開発基金の保有額の縮減に取り組んできました。これにより、保有額を3制度合計で平成12年度当初の2,153億円から、平成18年度末には915億円へと、1,238億円(57.5%)の縮減を図っています。

今後も、長期保有土地の計画的な再取得、用途不明確土地の解消及び貸付・売却等に継続的に取り組むことにより、さらなる土地開発公社の経営健全化と保有土地の縮減に向けて、「第3次総合的土地対策計画」の当初目標である、平成22年度末の保有額558億円を上回る縮減を図ります。

特に、本市の土地問題にとって大きな課題である「水江町地内公共用地」については、平成18年5月の「公有地の拡大の推進に関する法律」の改正を踏まえ、臨海部の再生及び産業活性化を図るため、「川崎市企業誘致・産業立地促進計画」(地域再生計画)に基づき、国の支援措置を活用して土地開発公社から市が再取得したのち、地理的優位性を活かして民間事業者への貸付等による有効活用を図り、国際環境特別区構想の一層の推進をめざします。

さらに、「新川崎地区都市拠点総合整備事業用地」については、道路・公園等の基盤整備を進めるとともに、研究開発拠点の形成をめざす「新川崎・創造のもり」構想に基づき土地利用方針を策定し、土地の再取得、さらには分譲・定期借地等を進め、先端的な研究開発機関や高度な技術力を持つ中小企業の立地誘導による産業振興を図ります。

### 【第3次総合的土地対策の実績及び目標】

年 度	平成17年度末	平成18年度末	平成22年度末目標	対18年度比率
3制度の合計	1,031億円	915億円	558億円	61.0%
土地開発公社	539億円	489億円	323億円	66.1%
公共用地先行取得等 事業特別会計	467億円	408億円	219億円	53.7%
土地開発基金	25億円	18億円	16億円	88.9%

【水江町地内公共用地】(土地開発公社保有土地) 平成18年度末保有額 233億円

【新川崎地区都市拠点総合整備事業用地】(公共用地先行取得等事業特別会計保有土地)  
平成18年度末保有額 288億円

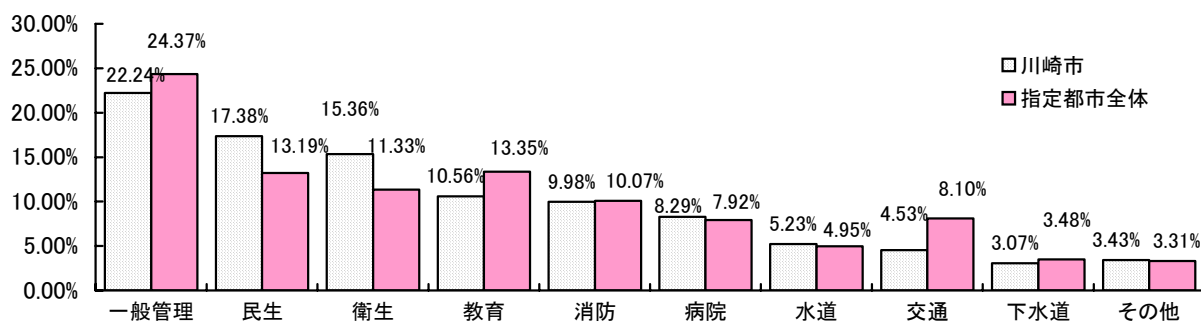
## 第4章 多様な政策課題に対応する行政体制の確立

未来を担う子どもたちがすこやかに成長できる環境づくりや、地域課題の解決に向けた取組など、魅力ある地域社会の実現に向けたまちづくりを推進しながら、より効率的で効果的な施策実現をめざし、組織体制の再編整備・機能強化を図ります。

また、本市会計に占める人件費の割合と、職員数に占める民生及び衛生部門の職員数割合は、他の指定都市と比較して依然として高い状況にあることから、今後も執行体制や事務処理の効率化などに継続的に取り組むとともに、民間でできることは積極的に民間活用を図り、「公」と「民」の適切な役割分担による公共サービスの提供を推進します。

### 平成19年度部門別職員数割合の指定都市全体比較

(平成19年度総務省「地方公共団体定員管理調査」より部門別職員数を抜粋し、その比率を比較)



このような取組により、新改革プランにおいても、3年間で約1,000人の職員削減を目標として、引き続き簡素で効率的な執行体制をめざすとともに、主幹・主査等の役職ポストについても、行政需要の変化や必要性の観点等から、さらなる見直しを進めます。

これと同時に、的確な公共サービス提供体制をさらに強固なものにするため、職員の能力を最大限に活かす人事・給与制度改革や職員の意識改革のさらなる推進を図ります。

さらに、出資法人や公営企業等についても、自立した経営基盤の確立に向けた取組を推進します。

### 1 効率的・効果的な行政体制の確立

#### (1) 政策課題に対応する執行体制の整備

社会環境が変化するとともに、行政需要が多様化・高度化する中で、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現に向けたさまざまな政策課題に対応するため、本市の執行体制については、的確かつ柔軟に整備していく必要

があることから、次の基本的な考え方にに基づき、組織の再編整備を進めます。

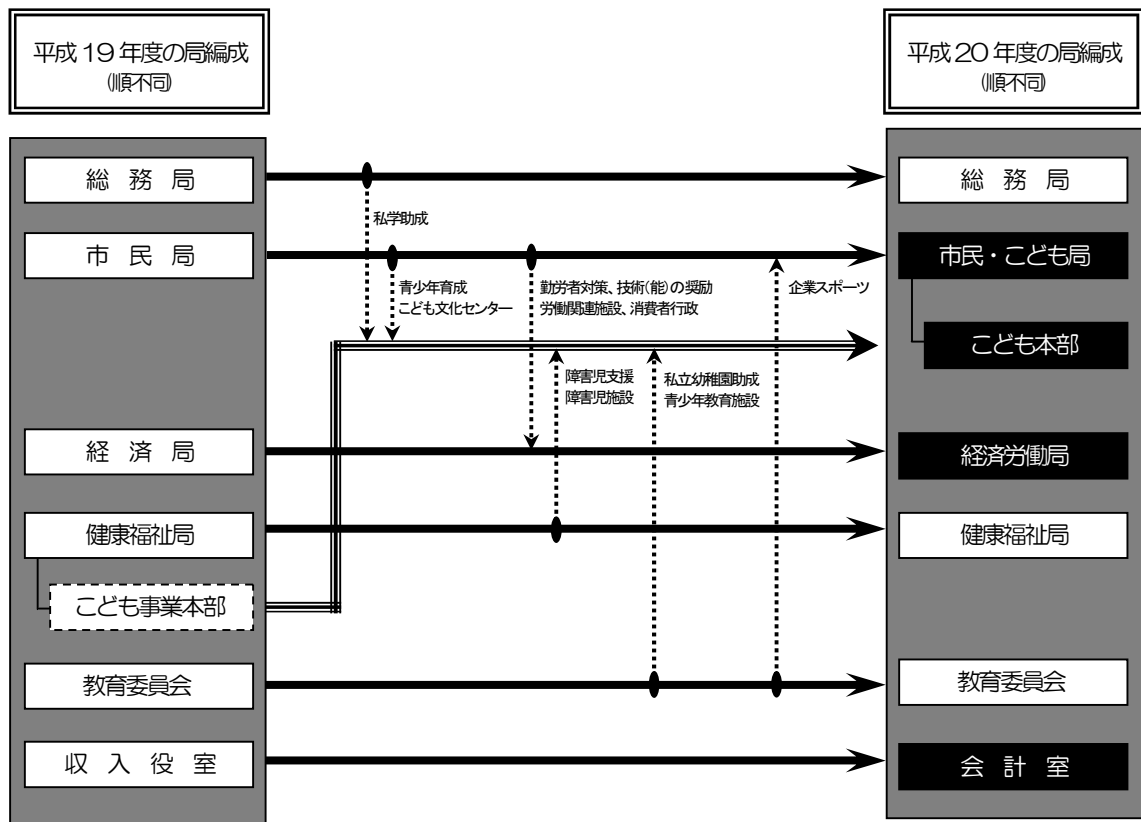
- ◆川崎再生フロンティアプランに掲げる7つの基本政策の実現をめざし、新実行計画及び新改革プランの着実な推進に向けた、簡素で効率的かつ責任体制を明確にした執行体制を確立します。
- ◆社会経済環境や行政需要の変化に迅速、的確に対するため、柔軟で機動的な執行体制を確立します。

### ① 平成20年度の組織整備

取組事項	取組の概要・方向性
市民・こども局の設置	<p>子ども支援に関する総合調整機能の強化や、成長や地域特性に対応した機能の強化を図ることにより、生まれる前から青年期に至るまでの全ての子ども支援施策を一体的に推進するとともに、安全で安心なまちづくりや市民との協働によるまちづくりを実践している区役所との連携の強化を図り、地域社会全体で子育てや子どもの成長を支援するため、こども本部を新設し、市民・こども局を設置します。</p> <p>さらに、区における「地域の総合的な子ども支援拠点」としての機能強化に向け、学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、子ども支援関係施策を総合的に推進するため、区役所にこども支援室を設置します。</p>
経済労働局の設置	<p>意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業機会の確保に向けた支援を促進するとともに、勤労者福祉や技術・技能の奨励・継承のための取組を総合的に推進するため、市内に立地する各企業とのネットワークを構築し、雇用ニーズ等を把握している経済局と市民局勤労市民室を再編し、経済労働局を設置するとともに、労働雇用部を新設します。</p> <p>また、消費者の意見や満足度を反映させることで、効果的な経済産業施策の推進を図るとともに、卸売市場や計量検査所との連携を密にし、消費生活の安定向上に向けた取組を一層強化するため、消費者行政センターを経済労働局に移管します。</p>
川崎港の競争力強化に向けた港湾局の再編整備	<p>陸・海・空の結節点という立地条件を活かした総合的な物流機能の強化に向け、ソフトとハードの両部門が相互に連携した一体的な推進体制を構築するとともに、従来の管理運営から経営の視点に立った施策展開を図るため、港湾経営部を設置します。</p> <p>また、既存ストックの有効活用に向けた効果的な施設の管理・維持補修や多様化する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応するため、施設管理部門と整備部門を統合し、川崎港管理センターを設置します。</p>
地球環境に配慮した環境対策に向けた環境局の再編整備	<p>川崎の特徴・強みを活かした環境対策と環境技術による国際貢献などの地球環境施策の推進を図り、持続可能な社会を地球規模で実現するための総合的な地球温暖化対策「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略」を展開するとともに、環境総合研究所の整備に向けた体制の整備を図るため総務部と公害部を再編整備し、地球環境推進室を設置するとともに、公害部の名称を環境対策部に改めます。</p> <p>また、同研究所が担う、環境技術情報の収集・発信、産学公民連携による環境技術の研究・開発、国際協力事業などを展開するため、環境技術情報センターを新設します。</p>

取組事項	取組の概要・方向性
臨海部整備推進に向けた総合企画局の再編整備	羽田空港の再拡張・国際化に向けて、川崎殿町・大師河原地域の土地利用や、それに対応した鉄道ネットワークの整備などについて、国、東京都、神奈川県等の関係機関と総合調整を図るとともに、臨海部の活性化に向けて、立地企業及び進出希望企業等の活動支援、企業間連携による資源・エネルギー循環の取組の促進など、臨海部関連業務の企画調整機能を担う臨海部活性化推進室を設置します。
会計室の設置	平成19年4月の地方自治法の改正に伴い、収入役制度を廃止するとともに、引き続き会計事務の適正な執行を確保するため、独立した権限を有する会計管理者を置き、その権限に属する事務を処理させるため、収入役室を廃止し、会計室を設置します。
区役所機能の強化に向けた組織の再編整備	<p>地域社会が抱えるさまざまな課題を市民との協働により解決していくことをめざして、防災・防犯対策や地域コミュニティの活性化などの課題に迅速かつ的確に対応するため、区役所機能の強化に向けた区役所組織の再編整備を図ります。</p> <p>さらに、道路・公園等の都市施設の維持管理などの課題に迅速かつ的確に対応するため、区役所機能の強化に向けた区役所組織体制を検討します。</p> <p>また、区内にある保育園やこども文化センター、老人いこいの家、さらには市民館やスポーツセンターなどの施設について、地域における課題解決の場としての利用など、地域の実情に応じた効率的で効果的な管理運営体制を検討します。</p>

【平成20年度の局の体制図】※ 該当局のみ記載



## ② 平成22年度に向けた組織整備

取組事項	取組の概要・方向性
下水道事業の地方公営企業法全部適用と水道局との統合に向けた検討	<p>市民生活に欠かせないライフライン事業者としての経営基盤を構築するため、地方公営企業法の全部適用への移行を実施し、経営状況に応じた事業選択と、よりコンパクトで確かな経営による責任ある下水道行政を推進します。</p> <p>また、水道事業及び工業用水道事業を行う水道局の管理・営業部門を活用するとともに、夜間・休日の緊急窓口の一元化を図るなど、双方がライフライン事業者として安全で安心なサービスの提供と向上をめざし、下水道事業と水道事業及び工業用水道事業の執行体制の統合に向けた検討を進めます。</p>
道路、河川、公園緑地等の都市基盤整備の一体的な推進体制の検討	<p>市民の生活を支え、市民に身近な都市施設である道路、河川、水路、公園緑地等の都市基盤整備を一体的に行い、道路や街路の緑化推進をはじめ、河川緑化などの自然の生態系を取り入れた親水整備など、市民の豊かでうるおいのある、より良好な都市環境を形成するため、建設局と環境局緑政部の統合に向けた検討を進めます。</p>
文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討	<p>文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の構築と関連施設の地域における市民の活動等の場としての機能強化に向けた検討を進め、取組期間中の実施をめざします。</p>

## (2) 簡素で効率的な執行体制の構築

義務的経費の歳出に占める割合が増加傾向にある状況の中で、扶助費の最適化や公債費の圧縮とともに、人件費についてもさらなる縮減に向けた取組が必要です。

また、行政体制が環境の変化に的確に対応し、機能的であるよう、絶えず見直しを行う必要があります。

こうしたことから、これまで第3章で述べてきた施策や制度の見直しに伴う執行体制の見直し以外にも、さまざまな角度から検討し、簡素で効率的な執行体制を構築します。

### ① 効率的な執行体制の構築

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
税務事務の集約化	税制改正や税源移譲等に対応し、歳入の根幹である市税収入を確保すると同時に、職員のスキルアップと納税者への説明責任能力の向上を図るため、より効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、(仮称)市税事務所の設置にかかる取組を進めます。
消費者自立支援推進業務執行体制の見直し ◎	相談件数の約9割が電話相談であることから、平成20年度に川崎区にある消費者行政センターに高津区にある北部消費者センターを統合し、効率的な執行体制を構築します。
農政組織の再編整備 ◎	農業従事者に対する技術指導や経営支援機能の強化に向けて、平成20年4月にフルーツパークと緑化センターに分散されている試験ほ場及びそれぞれに配置されている農業技術者の集約化を図り、農業技術支援センターを新設します。
消費者行政センターと計量検査所の再編整備	消費生活の安定と向上に向けた取組を一体的に推進するために、平成22年度までに消費者行政センターと計量検査所の再編整備を実施します。
有害鳥獣対策業務の見直し ◎	カラスやハクビシンなどの有害鳥獣による生活被害に対し迅速かつ効率的に対応するため、平成20年度に農業振興センターが所管している鳥獣保護法関係事務等を動物愛護センターに移管します。
市境界業務と土地境界査定業務の統合	類似性の高い業務の効率性を高めるため、平成21年4月に市境界業務と土地境界査定業務の統合を図ります。
街区表示板等維持管理業務の建設センターへの移管	市民要望に対する機動性を確保する観点から街区表示板等の維持管理業務を、平成21年度内に各区建設センターへ移管します。

取組事項	取組の概要・方向性
検査管理業務の一元化	平成21年度に工事検査部門を一元化し、公共工事の透明性・公平性の向上を図るとともに共有化できる単価表や歩掛についても一元化を進めます。
エレベーター等の維持管理業務の統合 ◎	エレベーターやエスカレーターなど、増加するバリアフリー化された道路関連施設の維持管理について、各区建設センターから建設局へ業務を集約し、効率的な執行体制を構築します。
消防署所の適正配置と消防力の整備に向けた取組 ◎	平成19年度をもって玉川、宮内出張所を廃止し、複雑多様化する災害に適切かつ効果的に対応するための指揮情報隊を各消防署に配置するとともに、中原消防署及び小田中出張所のポンプ車を4人乗車から5人乗車体制にし、消防力の強化を図ります。

## ② IT技術の活用等

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
システム全体の最適化の推進	「システム全体最適化計画」に基づき、システムのオープン化、機器の統合、集中管理化などを進め、機能的、効率的かつ安全な形態にシステムを再編成することにより、システムに係る経費の適正化を図ります。
人事給与事務の効率化	「新人事給与システム」の導入により、システム運用経費の縮減を図るとともに、人事給与事務を見直し、効率的な執行体制を構築します。
戸籍業務の電子化に伴う執行体制の見直し	戸籍電子化による定量効果としての職員削減及び戸籍入出力業務へのオペレーター導入により、効率的な執行体制を構築します。
国民健康保険業務の効率化	「国保ハイアップシステム」の導入により、複雑化する医療給付事務や増大する保険料収納事務の効率的な執行体制を構築します。
給水装置工事事務処理業務の効率化	給水装置工事手続の進行管理の円滑化を図るため業務を電子化し、事務処理の迅速化によるサービスの向上を図ります。

## ③ 非常勤職員の活用等

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
消費生活相談業務執行体制の見直し	相談情報の処理業務については、専門知識を有する非常勤嘱託員を活用することなどにより、効率的な執行体制を構築します。
戸籍住民基本台帳業務執行体制の見直し	証明発行業務については、順次非常勤化を図ります。
焼却灰運搬業務執行体制の見直し	処理センターの焼却灰運搬業務については、退職動向等に合わせ非常勤化を図ります。



取組事項	取組の概要・方向性
し尿処理・圧送業務執行体制の見直し	入江崎クリーンセンターのし尿処理・圧送業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。
廃棄物中継輸送業務執行体制の見直し	加瀬クリーンセンターの廃棄物中継輸送業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。
廃棄物海面埋立業務執行体制の見直し	浮島埋立事業所の廃棄物海面埋立業務については、退職動向等にあわせ非常勤化を図ります。
福祉事務所生活保護業務執行体制の見直し	生活保護受給世帯の増加傾向が継続する中、より効率的・効果的な生活保護業務執行体制を構築します。
公立保育所職員配置基準の見直し	保育所の効率的な運営を図るため、国基準や他都市及び市内社会福祉法人が運営する保育所を参考に見直しを図ります。
水道コーナー執行体制の見直し	各区役所の水道コーナーについては、給水装置完成図の電子化等に伴い非常勤化などを図ります。
市バス公募嘱託乗務員等の活用	乗務員の退職動向等にあわせて、公募嘱託乗務員等の活用を図ります。

### (3) 民間部門を担い手とする公共サービスへの転換

「民間でできるものは民間で」という基本原則のもとで、これまでも民間活力の導入に取り組んできましたが、社会経済状況が変化し、市民ニーズが多様化する中で、公共サービスの担い手として着実に成長を遂げている民間部門の提供するサービスの領域は、年々拡大しています。

そうした中で、民間部門を提供主体とするべき公共サービスについては、民間部門をどのように活用して、本市はどのような役割を果たしていくのかを見極めたうえで、積極的に民間活用を推進します。

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
自動車運転業務の見直し	迅速かつ柔軟な機動力の確保が求められる災害時の対応等を踏まえ、直営で確保しておくべき車両台数を検証したうえで、タクシーチケットや委託化等の拡大を図ります。
区役所管理運営の効率化	区役所の電話交換業務については、総合コンタクトセンターに統合します。
交通安全指導業務の委託化 ◎	交通安全教室の休日、夜間の開催に対応するため、平成20年度から委託化します。
消費者啓発育成業務執行体制の見直し	消費者に係る啓発業務については、委託化を含めた執行体制を見直します。
勤労者福祉共済業務の委託化	平成20年度に厚生事業等の業務を委託化し執行体制の効率化を図ります。 さらに効率的・効果的な運営手法を検討し、会員管理、給付事業などの業務を平成22年度までに委託化します。
競輪場投票業務の委託化	車券の発売・払戻業務等の委託化を進めます。
廃棄物収集・処理業務の委託化	平成20年度から粗大ごみの収集運搬業務を民間事業者へ委託し、平成21年度は、粗大ごみ及び小物金属の処理業務を委託します。 また、小物金属の収集運搬業務の委託化を図ります。
福祉関係団体事務の見直し	団体と行政の関わり方について、その団体の自主性を強化する観点等から見直します。
あんしんセンター事業の運営 ◎	現在市内3箇所で開催しているあんしんセンターについて、平成20年度から各区社会福祉協議会で実施することにより、(福)川崎市社会福祉協議会から派遣職員を引き上げます。

取組事項	取組の概要・方向性
保育園調理業務の委託化	保育園の調理業務については、委託化を推進しつつ、安定的かつ効率的に給食を提供します。
地域療育センターの整備、運営の民営化の推進	<p>平成22年度に開設を予定している(仮称)西部地域療育センターを、民設民営により整備します。</p> <p>また、南部地域療育センターは川崎市日進町地区「福祉センター」の、中部地域療育センターは中原区井田地区の障害者福祉施設の再編整備にあわせて民営化の取組を推進するとともに、北部地域療育センターについても、運営管理の民間活用を検討します。</p>
住宅整備・保全業務の委託化	公営住宅の整備・保全業務の設計、工事監理については、委託化を進めます。
公共施設・設備保全業務の委託化	公共施設の整備・保全業務の設計、工事監理については、委託化を進めます。
下水処理施設等の運転・保守管理業務等の委託化	<p>入江崎総合スラッジセンターは管理監督部門を除く運転・保守管理業務の全てについて、平成20年度から民間委託を実施します。</p> <p>また、水処理センター・ポンプ場についても、順次、委託可能な業務について民間活用を図ります。</p>
学校給食調理業務の委託化	学校給食調理業務については、委託化を推進しつつ、安定的かつ効率的に給食を提供します。

#### (4) 公の施設等の効率的な管理運営

公の施設については、安全で良質な施設サービスを提供するため、最適な管理運営手法の検討を進めます。

また、本市が自ら管理運営している施設のうち、必ずしも直営である必要がないと考えられる施設については、その設置目的や制度の趣旨を踏まえた上で、譲渡や指定管理者制度の導入など、最適な運営主体の選択と効率的な運営手法の検討を進めます。

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
農政組織の再編に伴う緑化センターの移管	緑化センター（都市緑化植物園）を平成20年4月に環境局に移管し、緑の普及啓発など都市緑化推進の場として管理運営を行い、平成22年度までに全部委託もしくは指定管理者制度を導入します。
長寿荘宿泊事業の廃止と管理運営手法の見直し(再掲)	施設の老朽化や利用者が減少している現状等を踏まえ、宿泊事業、日帰り招待事業等を平成19年度をもって廃止します。 また、宿泊事業等廃止後は、他の老人福祉センターと同様に多様化する市民ニーズに効率的かつ効果的に対応するため、平成21年度から指定管理者制度を導入します。
特別養護老人ホームの運営	公設の特別養護老人ホーム8施設については、平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法のあり方について施設譲渡も含めて検討します。
恵楽園の運営	平成22年度末まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法のあり方について施設譲渡も含めて検討します。
介護老人保健施設三田あすみの丘の運営	経費節減を図りながら市民サービスの向上を図るため、平成21年度から施設の譲渡も含め、民間事業者による運営に変更します。
障害者福祉施設の運営	指定管理者制度により運営している障害者福祉施設については、平成22年度まで指定管理者による管理運営を継続するとともに、平成23年度以降の管理運営手法について施設譲渡も含めて検討します。
わーくす高津の運営◎	障害者就労支援施設の効率的・効果的な管理運営を図るため、平成20年度からわーくす高津に指定管理者制度を導入します。
保育所の民営化による保育需要への対応(再掲)	保育所入所定員の増大や延長保育の充実などの今後の保育需要に対応するため、平成21年度から平成24年度に各年度5か園の保育所を民営化します。
生田緑地及び同緑地内博物館等施設の管理運営	生田緑地及び同緑地内の岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園については、同緑地全体の魅力と価値を高める視点から、効率的かつ効果的な管理運営を図ります。

## (5) 協働による課題解決に向けたしくみの構築

市民の価値観や地域を取り巻く環境の変化等により、地域の課題解決や日常生活における利便性の向上に向けた取組の担い手として、さらには公共サービスの担い手として、市民、NPO、民間企業、大学などのさまざまな主体が、地域において多様な活動を展開しています。

本市においても、平成19年度に策定した「川崎市協働型事業のルール」に基づき、既存事業を協働型事業に転換する取組を推進しているところです。

こうした中で、「協働」という手法を効果的かつ積極的に活用することにより、市民ニーズや地域の課題解決に向けたサービス提供や取組が可能となるものについては、そのしくみを積極的に活用し、市民自治の推進を図ります。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
都市型コミュニティづくりの推進	地域の核となる住民組織活動の活性化と自治意識の高揚を図るため、市民が主体的に参加して地域の課題を解決するしくみを構築します。
区役所における市民提案型事業の検討・実施	協働の拠点である区役所において、市民活動団体等からの提案に基づき、地域の課題解決に向けた協働型事業の検討・実施に取り組みます。
市民協働による公園等維持管理の推進	市民に身近な公園等を「地域の庭」としてより柔軟に活用してもらうため、公園管理運営協議会の設置拡大に向けた取組を推進します。
地域課題の解決に向けた商店街と地域との連携	子育てや安全・安心など地域の課題解決に向けて、モデル事業を実施し、商店街のコミュニティ機能の充実を図るとともに、商店街と地域社会が連携して取り組んでいくしくみづくりを推進します。
学校教育施設の地域管理化の推進	学校教育施設の管理については、引き続き地域管理化を推進するとともに、児童生徒の在校時と土日・夜間の施設開放時の管理形態を分けるなどのセキュリティ対策についても取り組みます。
学校・家庭・地域社会が一体となった学校運営の推進	保護者や地域住民が校長や教職員と一体となって学校運営に取り組むコミュニティ・スクールを各区に設立するとともに、コミュニティ・スクールに指定された学校の取組成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現に取り組みます。

## 2 効率的な行政経営基盤の確立

### (1) 職員の人材育成と意識改革のさらなる推進

#### ① 人材育成のさらなる推進

本市はこれまでも、職員の能力や実績を適正に評価して昇任や給与等の処遇に結びつけ、職員のやる気と働きがいを引き出す「人事評価制度」の導入など、旧来の横並び意識が強い年功序列的な人事管理から能力・実績を重視した方向へ転換し、職員の能力を最大限に活かすための新たな人事制度の構築や、職員の意識改革の取組を推進してきました。

また、平成19年度には「第2次川崎市人材育成基本計画」を策定し、これまで構築してきた制度をさらに効果的に機能させ、職員一人ひとりが公共サービスの責任主体として能力を最大限に発揮し、サービスの向上につなげる取組を着実に推進しています。

今後も地方分権や行財政改革が進展する中で、的確な公共サービス提供体制を確立していくため、行政のプロフェッショナルとしての職員を効果的、計画的に確保・育成しながら、職員の意識改革を推進します。

取組事項	取組の概要・方向性
的確な公共サービス提供体制の確立に向けた人材の確保・育成	<p>平成19年6月に策定した「第2次川崎市人材育成基本計画」に基づいて、「職員一人ひとりが公共サービスの責任主体」との意識を徹底し、行政のプロとしての職員を効果的、計画的に確保・育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆多様な人材の確保 職員構成に配慮した計画的な採用、面接を重視した人物本位の採用、経験者採用の拡大、任期付任用制度の拡大等を進めます。</li><li>◆新たな人事評価制度を活用した人材育成 人事評価制度を人材育成を効果的に進めるための主要ツールと位置付け、評価者(管理監督者)のスキルアップ、評価結果の反映拡大などを推進し、効果的な目標達成と職務遂行を通じた人材育成を進めます。</li><li>◆能力・実績に基づく人材登用、適材適所の人事配置の推進 係長昇任選考対象職種の拡大や特定の事業の推進に向けて職員を募る「庁内公募」などを進めます。</li><li>◆複線型の人事制度の導入に向けた取組 職員自らがキャリアプランを設計できるシステムを構築し、専門性、専任性を重視した人事コースの整備に向けた検討などを進めます。</li><li>◆女性人材の育成・活用に向けた取組 女性が管理監督者としても能力を発揮できるよう育成を図りながら、積極的な活用を進めます。</li></ul>

取組事項	取組の概要・方向性
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆効果的な研修の実施 課長補佐研修・係長昇任前研修など早期の能力開発、個人の意欲や能力に応じた特別研修の充実、局別研修の強化などを進めます。</li> <li>◆局別人材育成計画の推進 計画の着実な推進に向けた進行管理、計画の見直しなどを進めます。</li> <li>◆コンプライアンス(法令遵守・公務員倫理)の確立 研修での取組の充実、懲戒処分等の厳正な運用などを進めます。</li> </ul>

## ② 職員意識の向上が市政運営に反映される制度の構築

第2次改革プランにおける職員の意識改革に向けた具体的な取組として、職員の声や提案が、市政に着実に反映されるしくみを再構築するため、現行制度の課題整理や制度目的の再検討を行ってきました。その結果、平成20年度から、これまでの職員提案制度、職員の声制度、職員モニター制度について、抜本的な整理・統合を進め、職員の提案を庁内で議論し、実現の可能性を確かなものとする新たな職員提案制度に再構築を図ります。

また今後の取組においては、新職員提案制度の開始に留めることなく、人材育成の取組等との連携を図りながら、職員が市政に対する見識を深め、職員のモチベーションを高める機会を増やしていくとともに、実行性のある質の高い提案とそれに対する議論を活性化させ、多くの職員が知恵を出し合い、その提案が積極的に市政運営に反映できる制度の構築を図ります。

取組事項	取組の概要・方向性
職員意識の向上が市政に反映される制度の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆幹部職員とのコミュニケーション環境の醸成・強化 定期的なミーティングの開催など、若手の職員を中心に、幹部職員とのコミュニケーションを活性化させて、職員の市政に対する見識をより高め、幹部職員と市政運営へのビジョンを共有化することにより、職員の意識改革を図ります。</li> <li>◆多くの職員が提案し検討に参加するしくみの構築 職員が市政について主体的な意識を持ち、やりがいを感じて業務に取り組むことができるように、職員が考える市政への提案を活発に発表できる場を設け、職員で議論できる制度を構築します。</li> <li>◆職員の提案を共有し市政に反映するしくみの構築 職員が発案した市政への提案を着実に反映するため、庁内における検討・調整機能を強化するとともに、その時点では反映できなくても、後に反映する可能性のある取組は、数年間にわたり庁内で広く情報共有できるしくみを構築します。</li> </ul>

## (2) 新たな給与制度の継続的な見直しと福利厚生制度の改革

給与制度については、給料表、昇給制度の見直しを行い、社会経済環境の変化に合わせて給料水準の引下げや特殊勤務手当等の諸手当の見直しを実施してきました。

また、福利厚生制度についても、健康保険料の事業主と被保険者の負担割合、福利厚生事業公費負担の見直しなどを推進してきたところです。

これまでの改革プランにおける給与制度改革の目標は、概ね達成されたこととなりますが、地方分権と市民自治の確立が求められる中で、今後も、環境の変化に的確に対応し、市民の理解が得られる給与制度や福利厚生制度とするため、国や他都市等の動向も見据えながら、引き続き見直しを進めます。

取組事項	取組の概要・方向性
<p>職務・職責と勤務実績に基づくインセンティブに富んだ給与制度の定着</p>	<p>国における公務員制度改革の動向等を踏まえながら、給与制度の見直しを行っていくとともに、業務実態の変化等の状況を見据え、引き続き次の取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆給料表再編の検討や構造の見直しなど より職務・職責の内容に見合った給与とするため、給料表の見直しなどの検討を行います。</li> <li>◆諸手当の見直し 特殊勤務手当をはじめ、各手当の趣旨を勘案した見直しについて引き続き取り組みます。</li> </ul>
<p>社会経済環境の変化に合わせた福利厚生制度の再構築</p>	<p>市民の理解が得られるよう社会経済環境の変化に合わせて事業のあり方を見直しながら、市民サービスの向上に向けて職員が能力を最大限に発揮できるよう事業・制度の再構築を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆保険料負担割合の均衡 平成20年度に事業主と被保険者との負担割合について均衡(50対50)を図ります。</li> <li>◆福利厚生事業の見直し 職員厚生会等の職員の互助組織が実施する各種事業について、民間との均衡、費用対効果等の観点から、公費負担の見直しを図っていきます。また、福利厚生事業として管理運営している施設の廃止や縮小を含めて検討を進めます。</li> <li>◆健康保険組合と職員共済組合の統合 社会保障制度改革に伴い、共済組合の全国市町村職員連合会への加入や、健康保険組合と職員共済組合の統合に向けた取組について、国との調整を図りながら、着実に進めます。</li> <li>◆安全衛生及び健康管理に関する対策の強化、推進 疾病予防対策、メンタルヘルス対策の推進、強化など職員が健康で能力を最大限に発揮できるような職場環境づくりを進めます。</li> </ul>



### (3) 出資法人の効率的な経営とあり方

本市では、「出資法人の経営改善指針」に、本市及び出資法人が取り組むべき課題を明示して、出資法人の統廃合を進めるとともに、補助金、委託料、役員数、市派遣職員数の削減などの成果をあげてきました。また、第2次改革プランにおいて、出資法人ごとの改革の方向性を示し、それに沿った改革を進めてきました。

今後もこれまでの取組を進めるとともに、行政改革推進法の施行や指定管理者制度の開始等、社会経済環境の変化を踏まえて、改めてより厳格な評価を行いながら、出資法人を活用している事業のあり方について見直していく必要があります。

その際には、従来から行ってきた債務保証や損失補償による本市の財政的支援についても、慎重に対応する必要があります。

#### ① 出資法人の自立的な経営に向けた取組の推進

これからの出資法人は、その存続が本市の政策目標を実現するためには必要と判断される場合においては、公共サービスの提供主体として、自立していく必要があります。そのために、法人自らが経営の視点に立った継続的な改善を実施するしくみづくりを行い、市の施策目的に沿った公益性を最大限に発揮するよう誘導します。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
目標管理手法の確立と事業の見直し	各出資法人は、客観的数値目標を設定した新たな経営改善計画を策定し、それに沿った取組を進め、新点検評価システムを活用して事業効果や採算性を検証し、さらなる改善を図るといった、PDCAサイクルを確立します。 一方、本市は毎年法人の出した成果を評価し、法人を活用した事業の内容や執行体制の見直しを実施し、公共サービスの質の向上と費用対効果の向上を図ります。 加えて、外部専門家による第三者チェックも実施し、評価の客観性や厳格性を担保します。
内部プロセスの最適化への取組	事業執行体制における人や費用バランスの最適化を図り、採算性を向上させるため、法人の経営状況に見合った給与体系への見直しや組織体制のさらなる効率化を進めます。 また、目標の明確化や組織の活性化を図るため、人事評価制度の導入について指導を継続します。

## ② 法人のあり方に沿った市の関与の適正化

国の公益法人制度改革における移行状況等を踏まえながら、改めて出資法人の存在意義や事業効果を検証し、法人そのもののあり方を見直していきます。また、法人の自立の観点からも、引き続き本市の財政的・人的支援等の縮小を図り、法人のあり方に沿った関与の適正化を推進します。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
新たな公益法人制度改革への対応	公益法人制度改革関連3法の施行により、公益法人は、第三者機関の審査により認められることとなるとともに、非営利法人の新たな枠組みへの対応が必要となるため、平成25年11月までの移行期間中に、改めて法人の公益性を問い直すとともに、事業の検証を行い、法人の位置付けに沿った取組を進めます。
財政的・人的関与の見直し	補助金については、原則として3年間で5%の削減を図るなど、引き続き財政的・人的関与の適正化を進めます。
本市財政運営との連携や支援のあり方の検討	財政健全化法では、出資法人も含めた連結決算による財政の健全性を図ることになっており、こうした観点からも、出資法人の経営改善やあり方について検討を進める必要があります。 また、法に定める健全化指標のひとつである「将来負担比率」は、出資法人への債務保証及び損失補償も併せたものとなっていることもあり、公共性や公益性等を考慮して限定的に実施してきた債務保証及び損失補償の設定については、より慎重に対応します。

## ③ アカウンタビリティ(説明責任)の向上

出資法人に関する情報開示を拡大し、透明性を高めることにより、本市が出資法人に対してどのように関与し、指導しているのかについて、広く市民に対しての説明責任を果たすとともに、出資法人自らの改革を誘導していきます。

### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
新点検評価システム結果の公表	出資法人の事業効果や、使用料・税の減免・人件費等のコストまで含めた採算性の評価結果を、毎年度ホームページに公表します。
法人情報の開示範囲の拡大	これまで「出資法人の現況」に公表してきた法人の財務情報等に加え、給与情報等も公表し、出資法人の透明性を高めます。

#### ④ 各出資法人の取組の推進

第2次改革プランにおいて、「統廃合や民営化を行う法人」とされた3法人のうち、(財)川崎市在宅福祉公社は平成17年度に廃止し、平成19年度に(財)川崎市建設技術センターの廃止手続きを完了しました。

その他の出資法人については、総合的な評価により今後の方向性を決定する必要があることから、第2次改革プランの取組や検証結果を踏まえた上で、客観的データを含めた改革全体の基準、さらには法人毎の特性等についても加味し検討しました。

具体的には、「3年以内に抜本的な法人のあり方を決定する法人」とされた7法人(表中★印の法人)については、社会経済環境の変化などを踏まえて、行政関与の必要性、事業のコスト分析等の検討を進め、「指定管理者の指定動向等により事業の見直しを行う」とされた法人については、指定管理者制度の導入前に法人の方向性を見極めて、事業整理や見直しを実施し、制度の導入後は指定状況に応じた改革に取り組んできました。

こうした取組結果を検証した上で、今後も本市が引き続き出資法人を活用していくべき領域を、下枠に示すように、「本市の関連法人の活用が必要であるもの」と、「特別な事由により本市の関連法人が実施するもの」の2領域とし、それぞれの領域における事業存続基準を設定し、法人事業の基本的な方向性を出すとともに、新点検評価システムによる事業成果の創出状況、採算状況の検証結果、さらには法人の経営状況といった客観指標からも検証を加えました。

##### 出資法人の活用領域と事業存続基準

###### ア.本市の関連法人の活用が必要であるもの

- ◆法規制上、本市の関連法人しか実施できないもの
- ◆本市の計画に出資法人の事業として位置付けられているもの
- ◆事業収益を本市に帰属させることが望ましいもの

###### イ.特別な事由により本市の関連法人が実施するもの

- ◆市場に実施主体が存在しない領域であるもの
- ◆市場の実施主体と出資法人が完全に公平で中立な条件で実施するもの

さらに、出資法人によって活用目的や法人形態、規模、事業内容、法人を取り巻く周辺環境の変化等が異なっていることから、こうした法人の個別状況も加味して、検証結果を再度精査・検証し、出資法人ごとの改革の方向性を示しました。

こうした考えのもとで、本市は今後、自立的経営改善を推進する法人については、効率的・効果的な公共サービスの実現に向け、本市の関与を低減しながらサービスの質の向上を図っていきます。

一方、法人の活用意義や公益法人制度改革等、存立形態に影響する状況変化や課題があり、それに応じた検討や見極めが必要な法人については、条件付で事業を継続しつつ、それぞれの課題に応じて統廃合、民営化、廃止、本市の関与の適正化などを進めます。

特に、公益法人については、公益法人制度改革にあわせ、新たな非営利法人の枠組みへの移行の可否により抜本的な対応が見込まれることから、検討を進め、順次対応していきます。

## 【主な取組】

### I. 民営化する法人

法人名	これまでの取組事項等	今後の方向性
(福)川崎市社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>①指定管理者制度導入前に管理運営を行っていた福祉施設の指定管理者に指定しました。</li> <li>②執行体制の見直しを図り、平成19年度末をもって、本市職員の派遣の引上げを完了しました。</li> <li>③事業団の運営費補助について見直しを進め、補助金の削減を図りました。</li> <li>④KFJ多摩や、よつば保育園等の社会福祉施設の設置・運営主体となったことにより、本市の出資比率を1.48%まで低減しました。</li> </ul>	<p>本市の社会福祉施設について、指定管理者制度の活用を検証や施設の民間譲渡など、安定的な運営手法の検討とあわせて、介護報酬体系の改定等に対応した事業計画を再構築することにより、自立運営をめざし、平成22年度までに法人の完全民営化を図ります。</p>

### II. 抜本的な対応を進める法人 表中★のある法人は、第2次改革プランにおいて3年以内に抜本的な法人のあり方を決定するとして法人。

法人名	これまでの取組事項等	今後の方向性
★川崎市土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第2次及び第3次総合的土地対策計画等により、保有土地の処分を順次に進め、残る大規模保有地の水江町地内公共用地の再取得について調整を図りました。</li> <li>②平成18年度に「あり方検討会議」を設置して、公社の必要性の検討や公有地拡大推進法の活用のメリットについての検証を行いました。</li> </ul>	<p>公有地拡大推進法に基づいた土地開発公社による土地確保スキームは、効率的な都市基盤整備の推進に有効であることから法人格は存続させます。</p> <p>また、簡素で効率的な執行体制とするため、水江町地内公共用地の再取得後の平成22年度を目途に、川崎市住宅供給公社との事務部門の統合(役職員の兼職)を図ります。</p>
★(株)川崎球場	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本市の本庁等駐車場の契約方式の見直しにより、法人の管理する駐車場は、川崎球場内及び川崎球場に隣接する駐車場のみになりました。</li> <li>②平成18年度から「あり方検討委員会」を設置し、検討を進めました。</li> </ul> <p>【第2次改革プラン策定以降の新たな要素】 富士見周辺地区整備基本計画において、事業基盤である川崎球場駐車場の形態が変更されることとなりました。</p>	<p>大規模公園管理における管理手法の検討や、富士見周辺地区整備基本計画及びこれと連携した富士見公園整備に関する整備基本計画によって、事業基盤に大きな影響が生じることから、同計画の進捗にあわせ法人の整理を進めます。</p>
★(財)川崎市水道サービス公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>①民間委託化や直営化など事業運営手法の見直しを図り、事業規模を縮小しました。</li> <li>②本市派遣職員1名の引上げを実施しました。</li> <li>③学識経験者等を含めた「経営問題協議会」から次の意見を受け、法人のあり方について検討しました。</li> </ul> <p>【経営問題協議会の意見】 ア調査研究業務と水質情報収集業務は平成20年度から直営化、広報広聴業務のうち水道関係技術者への教育訓練業務以外は段階的に直営化することが望ましい。 イ駐車場管理運営業務については、他民間主体が競争力を発揮できることから、民営化することが望ましい。 ウ水道修繕案内・現地対応業務、災害関係業務、給水施設管理業務は公社で引き続き実施することが望ましい。</p>	<p>水道事業の再構築計画に基づく経営の効率化を推進する中で、再構築の進捗や公益法人制度改革に合わせた公益法人としての方向性を検討し、廃止を含めた対応を図ります。</p>

Ⅲ. 施策展開や公益法人制度改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人

法人名	これまでの取組事項等	今後の方向性
(財)川崎市指定都市記念事業公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平成17年度まで管理運営していた5施設の指定管理者とならなかったことから、執行体制の見直しを図り、本市派遣職員6名の引上げを実施しました。</li> <li>②事業の執行手法を見直す等、事業の効率化や事業費の削減を図りました。</li> </ul>	<p>将来の設備更新計画の方向性も視野に入れながら、公益法人制度改革にあわせた事業検証を行い、施設の所有権のあり方などを整理、明確化した上で、法人の存廃を含めたあり方検討を進めます。</p>
(財)川崎市公園緑地協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大師公園の指定管理者に指定しました。</li> <li>②緑のボランティアセンターの設置のため、平成18年度から2年間、本市職員を1名派遣しました。</li> <li>③「あり方検討委員会」を設置し、平成19年度から公益法人への移行に向けた検討を開始しました。</li> </ul>	<p>改定した緑の基本計画の方向性を踏まえ、市民との協働による都市緑化の推進や緑のボランティア活動の支援・育成を進めます。</p> <p>また、公益法人制度改革や生田緑地の効率的・効果的な管理手法の検討動向を見据えた中で、生田緑地ゴルフ場の事業の位置付けについて検討を行い、平成22年度末を目途に、法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市リサイクル環境公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>①余熱利用市民施設2施設とリサイクルコミュニティセンターの指定管理者に指定しました。</li> <li>②資源化処理業務を見直し、南部リサイクルセンター等資源化処理施設の管理以外の業務を民営化しました。</li> <li>③平成19年度に「改善検討委員会」を設置し、検討を進めました。</li> <li>④本市派遣職員1名の引上げを実施しました。</li> </ul>	<p>本市が民間委託化を行う粗大ごみ収集事業は、公社のみが既存ストックを活用できることから、3年間に限定して、公社を活用します。</p> <p>今後の指定管理業務の指定動向や粗大ごみ収集の委託期間が限定的であることを踏まえ、平成22年度末を目途に、民営化や廃止を含めた法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市保健衛生事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>①執行体制の見直しを図り、本市派遣職員6名の引上げを実施しました。</li> <li>②現健康づくりセンターへの移転により、運営費補助金の削減を図りました。</li> <li>③健康増進事業の一部及び健診検査事業を廃止し、健康づくり事業、貸館等事業、CR事業、斎苑運営事業の4事業に再編整理しました。</li> </ul>	<p>特定健診・特定保健指導の実施等の医療制度改革の動向や、次期「かわさき健康づくり21」の策定作業での議論を踏まえ、法人の位置付けを検討し、平成22年度末を目途に、法人の方向性を決定します。</p>
(財)川崎市生涯学習財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>①青少年の家等の5施設の指定管理者に指定しました。</li> <li>②事業の見直しとそれに伴う執行体制の見直しを図り、本市派遣職員29名の引上げを実施しました。</li> <li>③市民アカデミー講座はNPO法人を活用するものとして、平成22年度末までに順次に移管していくこととしました。</li> </ul>	<p>市民アカデミー講座のNPO法人への段階的な移管を着実に進め、平成22年度末に完了します。</p> <p>また、平成22年度に向けた文化・スポーツ、生涯学習関連施策の総合的な推進体制の検討にあわせ、法人のあり方検討を進めます。</p>

IV. 経営改善を進める法人 表中★のある法人は、第2次改革プランにおいて3年以内に抜本的な法人のあり方を決定するとした法人。

法人名	これまでの取組事項等	今後の方向性
★かわさき市民放送株	<ul style="list-style-type: none"> <li>①武蔵小杉地区の高層化に対応したアンテナ設置場所の確保等、災害時避難所に指定されている全施設での良好な受信状態の確保に努めました。</li> <li>②本市と法人との間で、確実な災害情報提供が行われるよう体制を整備しました。</li> <li>③サッカーJ1リーグの放送権取得等、コミュニティ放送としての役割を強化しました。</li> </ul>	電波状況や災害時の情報提供機能などの課題への対応が図られたことや、コミュニティ放送としての新たな取組が開始されたこと等から、新改革プラン取組期間内の経営改善を前提に存続するものとし、本市に依存しない自立した財務体質の確立を図ります。
★(財)川崎市消防防災指導公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>①本市の消防用設備等点検業務の契約方式を見直しました。</li> <li>②平成17年度に「あり方検討委員会」を設置し、検討を進めました。</li> <li>③本市からの補助金を廃止するとともに、本市職員の派遣の引上げを完了しました。</li> <li>④執行体制の見直しを図り、職員数の削減を図りました。</li> </ul>	東京湾アクアラインの消防用機材の管理といった広域的事業を実施し、かつ、自立した運営が行われていること等から、公益性の高い事業のさらなる拡充と、自立した経営の継続を前提として存続することとし、人件費の削減等経営改善を進めます。
★(財)川崎市学校給食会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校給食の物資調達業務については、平成17年度に「あり方検討委員会」を設置し、事業の委託化、他の出資法人での実施、直営化等について検討を行いました。</li> <li>②社会問題化している給食費未納問題等も踏まえて、給食費の債権者を学校給食会とし債権確保の取組を強化しました。</li> </ul>	安全で安心な学校給食を確保するため、物資調達業務を担わせることとし、定期的な外部による監査や債権回収策の強化等、責任体制の明確化を図るとともに、経営改善を進めます。
★(財)川崎市心身障害者地域福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①他法人との統合、他の法人格への移行、清算等による法人形態の見直し等の検討を行いました。</li> <li>②法人が行っていた社会福祉事業は社会福祉法人に移管し、一時介護人派遣事業は廃止しました。</li> </ul>	知的障害者のノーマライゼーション実現にあたっては、地域活動支援等について本市の関与が必要であることから、法人を存続することとし、自立に向けた経営改善に努めます。
(財)川崎市国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国際交流センターの指定管理者に指定しました。</li> <li>②執行体制の見直しを図り、本市派遣職員1名の引上げを実施しました。</li> </ul>	指定管理期間中は国際交流センターの有する国際交流の拠点性を活かしながら市民レベルでの国際交流を推進するとともに、平成22年度末を目途に施設管理事業の見直しを実施し、自立に向けた経営改善を進めます。
(財)かわさき市民活動センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>①こども文化センター55館の指定管理者に指定しました。</li> <li>②館長職を本市派遣職員から法人職員とするなど執行体制の見直しを図り、本市派遣職員53名の引上げを実施しました。</li> </ul>	ボランティア・市民活動の中間支援組織としての役割を発揮できることをめざし、事業の継続的な見直しや派遣職員の引上げ等執行体制の見直しを図り、自立に向けた経営改善を進めます。
(財)川崎市文化財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ミュージア川崎シンフォニーホール、川崎市アートセンターの指定管理者に指定しました。</li> <li>②本市派遣職員2名の引上げを実施しました。</li> </ul>	文化施設の管理運営や事業企画など財団の専門性を活かした事業を展開することにより、本市の芸術文化振興の一翼を担うとともに、効率的かつ柔軟な執行体制を構築し、採算性の向上等の取組を進めます。
(財)川崎市産業振興財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>①産業振興会館及びかわさき新産業創造センター(KBIC)の指定管理者に指定しました。</li> <li>②国及び県の事業を受注する等、事業の拡大を図りました。</li> <li>③執行体制の見直しを図り、本市派遣職員4名の引上げを実施しました。</li> </ul>	市域の産学等ネットワークの核となる「中核的支援機関」及び中小企業者支援のワンストップサービスの窓口として公共的な役割を果たしながら、派遣職員の引上げや執行体制の見直し等、コスト削減を一層進め、経営改善を進めます。

法人名	これまでの取組事項等	今後の方向性
川崎アゼリア(株)	①人材派遣の活用等、人件費の縮減に努めました。 ②事務所の移転・縮小を図り、管理経費の縮減に努めました。	公共駐車場や公共通路を含め地下街を管理し、川崎駅周辺の活性化に寄与していくとともに、黒字決算の継続と平成20年度の本市による損失補償の解消や平成23年度の本市貸付金の解消に向け、着実に経営改善を進めます。
川崎市信用保証協会	①平成18年度に「あり方検討委員会」を設置して、信用補完制度の見直し等に対応した保証協会の持続的経営基盤の確立に向けた、本市の財政支援策等を検討しました。 ②経営の透明性に向けて「外部評価委員会」を協会に独自に設置するとともに、人事考課制度や職位定年制度(58歳で管理職から専任職とする制度)を導入しました。	代位弁済額の変動や信用補完制度の変更が、協会の財務状況に大きく影響を及ぼすことを踏まえ、債権の期中管理・回収体制の強化やコスト削減を推進するとともに、財務・運営状況の透明性を一層高め、健全な収支バランスを保つ経営改善を進めます。
(株)川崎冷蔵	①平成18年度に「経営問題等検討委員会」を設置して法人のあり方を含めて検討し、さらなる経営努力を行った上で、当面は関係者の協力を得つつ、経営改善を進めることとしました。 ②市場機能のあり方の検討の中で、冷蔵機能の適正規模を検証し、あわせて法人のあり方も検討することとしました。	業務の委託化や執行体制の見直しにより経費の削減に努めるとともに、市場外事業者への営業活動の強化など稼働率の向上を図ることにより、黒字計上の継続に向けた一層の経営改善に努め、本市の関与の低減に向けた取組を進めます。
(財)かながわ廃棄物処理事業団	①本市派遣職員2名の引上げを実施しました。 ②焼却施設の大規模修繕等による処理能力の向上を図ることで、法人の経営改善を行うことの是非について検討を進めました。	施設の安定稼働を図るため、法人の提案を取り入れた修繕計画を他の自治体と連携して策定するとともに、支援を継続しながら経営改善を図っていきます。
(財)川崎市シルバー人材センター	①会員参加型の会報編集委員会の設置や、就業機会創出員を設置する等、会員による自主運営のしくみを構築しました。 ②臨時職員の活用等、人件費の縮減に努めました。 ③本市派遣職員1名の引上げを実施しました。 ④平成18年度に、インターネットを活用した広報、新規会員募集等に取り組みました。	シニア世代の生きがい、就労の観点から、地域ニーズの多様化に的確に対応しながら就労機会の提供を進めていきます。 また、会員数の増加と受注の拡大を図るとともに、会員による自主的な運営の強化など事業運営手法の見直しを図り、経営基盤を強化していきます。
(財)川崎・横浜公害保健センター	平成17年度から川崎・横浜両市の「あり方検討会」において、検査事業のあり方等も含め、センターの方向性について検討しました。	公害病被認定者に対する検査・検診実施者数は減少傾向にあるため、事業規模に応じた効率的な運営に努めます。
(財)川崎市身体障害者協会	①中部身体障害者福祉会館の指定管理者に指定しました。 ②平成18年度の障害者自立支援法の施行に伴い、本市委託事業の一部が同法の事業に移行したことや、新たな事業を開始する等、より効率的で採算性を考慮した事業運営を行いました。	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等を障害者相互扶助事業として拡充し、自主運営率の向上を図るとともに、指定管理者として管理する施設のデイサービス利用率を高める等、自主財源の確保に努めながら、法人の自立性を高めます。
(財)川崎市母子寡婦福祉協議会	平成17年度末に国の許可を受け、母子福祉センターに就業自立支援センターを設置し、就業機会の拡大などセンターの機能充実を図りました。	母子家庭の増加や問題の多様化に対応するため、相互扶助とともに生活と就業の一体的な自立支援の強化を図るため、母子福祉センターに設置した就業自立支援センター機能を拡充します。 また、執行体制の見直し等、さらなる経営改善を進め、法人の自立性を高めます。



法人名	これまでの取組事項等	今後の方向性
(財)川崎市看護師養成確保事業団	受験料・授業料の見直しによる収入増を図るとともに、給与体系の見直しを実施するなど、コスト削減に取り組みました。	医療関係機関との連携の中で、高度医療に対応できる看護師を育成し看護師確保対策の一翼を担うべく、引き続き国家資格合格率や市内医療機関への就職率の向上を図るとともに、効率的な財産運用等さらなる経営改善を図り、経営の安定化に努めます。
(財)川崎まちづくり公社	①本市派遣職員4名の引上げを実施しました。 ②事業の見直しを図り、優良ビル建設融資事業を廃止しました。 ③本市公共建築物改修・設計工事の受託を開始しました。	優良ビル建設資金等融資業務の廃止等により、引き続き厳しい経営状況が見込まれることや公益法人制度改革に対応するため、事業や組織執行体制等の見直しを実施し、経営改善を進めます。
川崎市住宅供給公社	①高齢者向け福祉施設併設住宅の整備や「子育て世帯支援」の視点も加えた入居審査の実施等、市の施策展開にあわせた事業へ見直しを行いました。 ②人事評価制度の実施にあわせた給与体系の見直しを行いました。 ③資金調達を見直し本市の損失補償を廃止しました。	本市の住宅政策にあわせた事業展開と市営住宅の管理代行者としての役割を検証するとともに、引き続き人件費の削減を進める等、経営改善を進めます。
みぞのくち新都市(株)	執行体制を見直し、事務の効率化を図りました。	収支上黒字計上を継続しており、テナントの空もなく安定した経営を行っていますが、ビルの老朽化に伴う計画的な修繕に努めるとともに、引き続き入居率の維持に努め、効率的な経営を進めます。
川崎臨港倉庫(株)	役員給与の見直し等の経費削減を図り、経営改善に取り組みました。	本市の千鳥町再整備計画にあわせて倉庫の建替えを計画していることから、行政計画を見据えた長期的な経営計画を策定した上で、経営改善を図るとともに、本市の関与の低減に向けた取組を進めます。
かわさきファズ(株)	経営の安定化策として物流センターの機能に適合した利益率の高いテナントの誘致促進等、黒字決算を継続するとともに、センターとしての機能強化のため新物流棟を建設し、供用開始しました。	総合物流拠点地区の核となる施設の管理運営主体として、事業効果を発揮していくとともに、黒字決算を継続し、累積損失の早期解消に努めます。 さらに経営状況により、土地貸付料の免除終了時期の前倒しを検討する等、安定的な自立経営をめざした取組を進めます。
(財)川崎市体育協会	青少年関連事業の自主事業化や、とどろきアリーナ及び川崎市体育館の指定管理業務など自主財源の確保に取り組みました。	スポーツ施設管理業務のノウハウを活用した自主事業の拡充により、引き続き自主財源の確保に努めて本市からの補助金の削減等、経営改善を進めます。

#### (4) 特別会計・企業会計の健全化の推進

本市の予算体系においては、一般会計の他に、主に特定の収入をもって特定の事業を行う場合について、特別会計を設立しています。また、特別会計のうち料金収入等により経営を行うものについては、企業会計を設立しています。

しかしながら、こうした設立趣旨でありながら、会計によっては、一般会計からの赤字補てん的な繰入金に依然として存続しており、本来は、こうした繰入金に頼らない自立した財政運営が求められています。

したがって、本来は特別会計や企業会計に限らず一般会計においても、使用料などの特定の収入をもって特定の事業を行うべきものについては、そうした原点に立ち返って、現在の運営状況を見直すべきものであることから、事業の必要性や妥当性を検証しながら、執行体制、受益と負担のあり方、債権確保策などについて見直しを行い、市民生活に必要な公共サービスを効率的かつ効果的に行うための施策・制度・体制の再構築を図ります。

##### ① 特別会計の健全化の推進

本市の特別会計の中には、一般会計からの基準外の繰入金により、収支を均衡させている会計が多数あります。こうした状況を早期に打開するため、会計の自立をめざし、効率的な事業執行に努め、あわせて債権確保策の強化を図ります。

##### 【主な取組】

事業名称	取組の概要・方向性
国民健康保険事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの多額な基準外の繰入金が存在しています。特別会計の設立の主旨からも、基準外繰入金の縮減に向けて国民健康保険料について、負担の公平性の観点から、市税債権の収納強化と連携して、保険料収納率の向上を図ります。
介護老人保健施設事業	介護老人保健施設三田あすみの丘について、経費節減を図りながら市民サービスの向上を図るため、平成21年度から施設の譲渡も含め民間事業者による運営に変更するとともに、会計の閉鎖を行います。
勤労者福祉事業	会計の収支均衡を図るため一般会計からの基準外の繰入金が存在しています。平成20年度に厚生事業等の業務を委託し、経費の縮減に努めます。一般会計からの繰入金を想定した財政構造となっており、特別会計の設立の主旨からも、会計の存廃も含めた検討を行います。

事業名称	取組の概要・方向性
墓地整備事業	墓地使用料について、前回改定から10年程度経過していることから、他都市の状況や民間墓地の価格を考慮し、見直しを検討します。
生田緑地ゴルフ場事業	収益事業であることから、効率的・効果的な施設整備や事業運営を進めるとともに、ゴルフ場利用者の拡大を図り、一般会計への繰出金の増により生田緑地全体の管理・運営に寄与します。

## ② 企業会計（公営企業の経営）の健全化の推進

企業会計については、これまでも、経営の健全化や受益者負担の見直し等を進め、一般会計からの基準外繰入金の段階的な削減を図り、独立採算による経営が可能となるような財務体質の確立を目標として改革に取り組んできました。

地方公営企業法全部適用の水道、工業用水道、自動車運送、病院の4事業については、平成17～18年度にかけて「中期の経営計画」を別途策定し、経営改善に向けた取組を進め、一般会計からの基準外繰入金についても、概ね削減が図られていますが、取組期間終了後の平成22年度以降も、それまでの進捗状況を見極め、引き続き基準外繰入金の廃止・削減に取り組むべき会計については、その取組をさらに進め、経営の効率化を進めていく必要があります。

また、下水道事業については、一般会計からの基準外の繰入金が多額に上っていることから、平成19年度に策定した「川崎市下水道事業中期経営計画」に基づく経営の健全化に向けた取組を進め、中長期的な視野に立った改革を推進するとともに、さらなる経営の効率化を図る観点から、平成22年度に地方公営企業法の全部適用をめざします。

### 【主な取組】

事業名称	取組の概要・方向性
下水道事業	<p>下水道事業については、専門委員からの答申を踏まえて策定した、平成22年度までの3年間の「中期経営計画」に基づき、経営の健全化をめざします。</p> <p>具体的には、地球温暖化対策、災害対策、省エネルギー対策等の諸課題に対応しながら、主に次の取組を進めるとともに、地方公営企業法の全部適用をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆入江崎総合スラッジセンター運転・保守管理業務の民間委託化や下水道事務所執行体制の見直し等による職員削減</li> <li>◆事業の優先順位付けや重点化、計画的な維持管理による設備の延命化</li> <li>◆本来下水道使用料で賄うべき汚水処理経費への補助金削減を含む一般会計からの基準外繰入金の削減</li> <li>◆企業債未償還残高の減額</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

事業名称	取組の概要・方向性
水道事業及び工業用水道事業	<p>平成18年度に公表した「水道事業及び工業用水道事業の再構築計画」に基づき、将来の需要に見合った給水能力へと見直すため、長期水需要予測の結果を踏まえ、給水能力を見直していくとともに、浄水機能の集約化に向けた取組を進めていきます。</p> <p>事業規模の適正化や、委託化を推進することにより、組織機構及び執行体制の見直しを進め、経営の効率化による事業費用の抑制に努め、平成22年度の使用負担の軽減に向けた取組を進めていきます。</p> <p>また、(財)川崎市水道サービス会社のあり方については、これまで「経営改善計画」を策定し、事業内容の見直し、職員数の削減などについて取組を進めてきましたが、今後も引き続き会社のあり方について検討を進めます。</p>
自動車運送事業	<p>平成21年度までの市バス事業の経営健全化計画である「ニュー・ステージプラン」の取組を着実に推進するとともに、これまでに実施した給与水準の見直し、上平間営業所の管理委託などの改善効果の検証・評価等を行います。</p> <p>また、今後の乗車料収益の動向が不透明な中で、バス事業を取り巻く経営環境の変化に対応できる安定かつ自立した経営体制を確立するため、一般会計からの基準外繰入金さらなる見直しを図りながら、新・経営問題検討会の検討内容を踏まえて、新たな経営健全化計画を平成20年度を目途に策定し、経営改善を推進します。</p>
病院事業	<p>平成17年度に公表した「病院事業経営健全化計画」に基づき、公立病院として、質の高い安全で安心な医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、引き続き、収入の確保や支出の適正化などの取組を進め、経営改善に努めます。</p> <p>また、平成19年12月に国から示された「公立病院改革ガイドライン」（総務省自治財政局通知）に基づき、「病院事業経営健全化計画」を見直し、市立病院の果たすべき役割や一般会計からの繰入基準の明確化、あるいは経常収支比率、病床利用率などの経営指標に係る数値目標などを明示した、平成21年度からの3か年を取組期間とする「公立病院改革プラン」を策定し、さらなる経営の効率化を推進します。</p> <p>井田病院の再編整備にあたっては、効率的・効果的な建設を進め、施設整備費等の抑制に努めるとともに、運営コストの縮減に向けた取組を進めます。</p>

## (5) 債権確保策の強化と財産有効活用の推進

### ① 債権確保策強化の取組

負担の公平性・公正性の観点から、先に述べたように、受益に対する負担の適正化を図るとともに、安定した公共サービスの提供を維持するためにも、本市の債権を着実に確保する取組を積極的に推進します。

また、国民健康保険料などの税外債権を担当する部門の徴収確保体制の強化に向け専属の組織として新たに「滞納債権対策室」を設置するとともに、川崎市滞納債権対策会議を設置し、滞納債権の回収にかかる支援を進め、市税債権の収納強化と連携して、高額・困難案件の滞納処分等を行うとともに、収入未済額及び不納欠損額の圧縮をめざします。

#### 【主な取組】

取組事項	取組の概要・方向性
市税	休日窓口の開設やインターネット公売の実施などの取組の結果、収納未済額が平成14年度の約150億円から平成18年度の約96億円まで大幅に圧縮されていることから、引き続き、職員のスキルアップを図るとともに、債権差押、動産差押、公売を推進するなど、市税債権の確保に努めます。
介護保険料	負担の公平性と着実な収入確保の観点から、収納対策の強化を図ります。
国民健康保険料	これまでも休日窓口の開設等の取組を行ってまいりましたが、負担の公平性と保険料収納率の向上を図るため、効果的な収納対策を実施するとともに、長期滞納者に対する滞納処分等行うなど債権確保の取組を強化し、収入未済額及び不納欠損額の大幅な縮減を目指します。
保育料	園長による納付指導の徹底や、平成19年度に実施した市長の滞納者との面談等、債権確保策の強化に努めた結果、平成14年度以降は収入未済額及び収入未済額ともに確実に減少しています。今後も負担の公平性と着実な収入確保の観点から、適切な収納対策を継続します。
市営住宅使用料	市営住宅等の使用料滞納者への未払分の支払いについて指導を継続するとともに、費用対効果を考慮した効率的な収納対策の強化を図ります。

## ② 市有財産の効率的な活用

土地や建物等の市有財産を有効に活用する取組については、これまでも積極的に推進してきたところですが、平成19年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を策定するなど、市有財産のさらなる効率的な活用を検討・推進しています。

継続的で安定的な財源を確保する取組として、今後も引き続き土地や建物等の貸付や売却等を進めていくとともに、庁舎内壁面などへの広告掲出、ロケーションの施設提供なども推進します。

また、土地や建物等を対象として、資産運用の視点を盛り込みながら、利用内容にまで踏み込んだ総点検を行い、効率的な財産活用を図るとともに、平成18年新指針においても、売却可能な資産や、公正な価値評価に基づく資産の把握等の新たな財務諸表への盛り込みが求められていることから、地方公会計制度を見据えた財産管理を進めていきます。

こうした点検・管理を通して、道路や河川等の事業用地等、本来の行政目的に供するまでに一定の期間があるものや、土地や建物等に余裕があるものを見出し、効率的・効果的な活用が可能な財産については、積極的にその方策を検討し、有効活用を実施していきます。

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
庁舎駐車場等の有料化	庁舎駐車場の効率的な利用を促進し、利用者の利便性向上を確保するとともに、管理経費の削減・収入増を図るため、有料化を進めます。
自動販売機の貸付方式への転換	自動販売機の設置については、使用許可から貸付方式への転換を図り、また入札の実施による契約締結を行うことします。
ネーミングライツの導入	等々力陸上競技場をはじめとする施設に、ネーミングライツの導入を検討し、当該施設の維持管理の充実を図ります。
浮島1期埋立地の有効活用 ◎	浮島1期埋立地において、利用可能な用地について暫定利用による有効活用を図ります。
箱根施設貸付事業の廃止と当該土地の売却 ◎	貸付事業終了に伴い、平成20年度に当該土地を売却処分します。
南部市場施設整備に伴う 余裕用地の有効活用	老朽化した施設の再整備を実施する中で、効率的な施設の再配置を行い、その結果生じる余裕用地の有効活用に向けた取組を進めます。
ラッピングバス等による 増収への取組	ラッピングバス等の広告事業の推進や広告付きバス停留所上屋の活用により、市バス事業の増収を図ります。

## (6) 入札・契約制度改革の推進

本市は以前から、一般競争入札の拡大や電子入札の導入等に取り組んできましたが、平成16年に、川崎市入札・契約制度改革検討委員会から答申された「入札・契約制度改革への提言」を受けて、価格のみならず品質を重視した受注者決定方式を取り入れることに重点をおいた、入札・契約制度改革を推進してきました。

なお、同様の趣旨である「公共工事の品質確保の促進に向けた法律」が平成17年4月に施行されています。

今後はさらに、障害者の雇用状況や災害時の本市との協力体制・工事成績などを評価項目として、競争入札参加有資格業者を適正に評価し、事業者の技術力や社会的貢献度を向上させることを目的とする「主観評価項目制度」や、価格とともに、工事の効率性、施工時の安全性や環境への影響等、入札者が示す技術提案の内容を総合的に評価し落札する「総合評価落札方式」を取り入れた一般競争入札の実施・拡大に取り組むなど、透明性・公正性・競争性の向上とあわせて、適正な品質や価格が確保できる入札・契約制度改革を継続して推進します。

また、品質の確保やコスト節減をさらに推進するために、設計と施工の一括発注や、民間事業者提案の施工への反映などに取り組むとともに、工程管理、品質管理、コスト管理等の各種マネジメント業務の一元的な委託についても検討していきます。

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
主観評価項目を取り入れた一般競争入札の拡大 ◎	主観評価項目制度については、平成19年度に工事契約にかかる一般競争のうち約2割について導入を実施しましたが、今後はさらに拡大を図るとともに、委託及び物品契約においても導入します。
総合評価一般競争入札の拡大 ◎	平成19年度に試行実施している総合評価一般競争入札を、今後本格実施していくとともに、CSR的な要素を評価項目に加えた入札も実施します。
指名競争入札及び随意契約の結果公表	一般競争入札と同様に、指名競争入札及び随意契約による契約の結果についてホームページで公表することにより、契約の透明性・公平性を担保します。

### 3 区行政改革の総合的な推進

本市では、従来からの窓口サービス機能に加え、地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点としての区役所をめざし、区行政改革に向けたさまざまな取組を進めています。

また、その一方では、主要駅周辺や大規模工場跡地における開発事業により、大規模マンション等の建設が進む中で、人口急増や自治会・町内会など地域コミュニティの活性化に向けた取組といった、新たな地域課題への対応や、東海地震や首都圏直下型地震などの大規模地震に備えた地域防災力の向上などの取組が求められています。

新改革プランでは、これまでの経緯や第2次改革プランの期間内における取組成果等を踏まえながら、「地域のことは地域で決めて実行する」ことを原則として、地域社会が抱えるさまざまな課題を、市民との協働により解決していくことをめざして、なお一層の区行政改革を推進するため、区役所機能の強化に向けた取組と組織の再編整備を図ります。

#### (1) 区役所機能の強化と執行体制の確立

地域の課題を市民自ら解決していこうとする活動が活発化する中で、子ども支援や安全・安心のまちづくりの推進、身近な地域環境の整備への対応など、地域におけるさまざまな課題を自ら発見し、市民との協働により解決できる拠点として機能強化を図るための執行体制を確立します。

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
総合的な子ども支援拠点としての整備 ◎	区における「地域の総合的な子ども支援拠点」としての機能強化に向け、学校をはじめとする関係機関や団体との連携を図るとともに、子どもに関する相談や保健・福祉サービスの提供など、子ども支援関係施策を総合的に推進するため、こども支援室を新設します。
区民に身近な都市施設の維持管理体制の構築	道路、公園等の都市施設の維持管理や放置自転車対策等の地域の課題について、地域の状況に応じて迅速かつ的確に対応するとともに、道路や街路樹、公園緑地等の整備から維持管理を一体的かつ効率的に推進するため、平成22年度までに区建設センター及び公園事務所の機能再編を図ります。



取組事項	取組の概要・方向性
地域コミュニティの活性化に向けた取組	地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むために、その主体となる地域コミュニティの活性化に向け、コミュニティ施策のあり方検討や商店街を活用した取組等を推進します。
地域防災力の向上と防犯対策の推進	地震や風水害等の自然災害の発生時に、地域において自立かつ実効性のある災害対策が図られるよう、防災対策にかかる施策及び地域防災力の向上に向けた取組を推進します。 また、各区の安全・安心まちづくり推進協議会を中心とした地域における自主防犯活動等の充実を図るとともに、区民、事業者、警察及び行政が連携して地域における犯罪の減少と誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。
区内公共施設の管理運営	区内にある保育園やこども文化センター、老人いこいの家、さらには市民館やスポーツセンターなどの施設について、地域における課題解決の場としての利用など、地域の実情に応じた効率的で効果的な管理運営体制を検討します。

## (2) 便利で快適な区役所サービスの提供

市民のライフスタイルや生活サイクルの変化・多様化が進む中で、より便利で分かりやすく、満足度の高い窓口サービスを提供するとともに、区役所におけるサービス向上のための継続的な取組と業務のIT化効果に基づく利便性の高い行政サービス提供を推進します。

【主な取組】 表中◎のある取組事項は、計画期間に先がけて、平成19年度に改革の取組を実施しているものです。

取組事項	取組の概要・方向性
区役所と支所、出張所等の機能分担と効率化	市民の利便性向上や分かりやすいサービスの提供に向けて、住所地による区内の取扱窓口の指定を廃止するとともに、戸籍・住民基本台帳及び印鑑登録等の電子化効果などを踏まえ、区役所における効率的・効果的・総合的なサービス提供体制構築の検討を進め、平成22年度までに区役所、支所、出張所等の機能再編に取り組みます。 また、支所・出張所における地域振興機能の充実を図り、地域の市民協働拠点としての機能を順次強化します。
区役所転出入窓口の土曜日開設 ◎	届出・手続等のための来庁機会の拡大と窓口の混雑緩和を進め、待ち時間を短縮することにより、市民サービス向上を図るため、平成19年10月から第2・4土曜日の区役所窓口（区民課・保険年金課）開設を試行実施し、試行結果を踏まえて本実施します。
利便性の高い窓口サービスの提供	高津区及び多摩区におけるISO9001認証取得成果等について検証し、現在各区において個別に実施されている窓口サービス向上の取組にISOの成果を活用していくしくみづくりを推進します。

## 第5章 新行財政改革プランの推進体制と進行管理

新改革プランに基づく改革の進捗状況については、これまでと同様に、毎年度の取組結果などがまとまった時点などに適宜市民や議会の皆様にご報告し、ご意見を伺いながら改革を推進します。

また、毎年度の進捗状況や環境変化に応じて実施内容の具体化及び見直しを随時行っていくために、次の取組を行います。

### 1 改革に対する意見を伺う委員会の設置

学識経験者等で構成される委員会と市民で構成される委員会を設置し、改革に対する意見を伺います。

学識経験者等で構成される委員会では、改革の進捗状況について報告しご意見を伺うとともに、直面する課題の解決に向け、専門的な観点からのご意見を伺います。

また、市民で構成される委員会では、市民の視点を改革の推進に取り入れていくことを目的として、市民に身近な行財政改革課題についてご意見を伺います。

### 2 行財政改革推進本部会議の設置

行財政改革を円滑に推進するとともに、情報や意識の共有を徹底するため、市長を本部長とする行財政改革推進本部会議と、各局室区における行財政改革推進本部を引き続き活用します。

会議は、市改革計画の策定や進行管理に関することを中心とした、本市の行財政改革に関する意思決定機関とします。

### 3 川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検)の活用

全ての事務事業について、行政関与のあり方や事業の妥当性、有効性、効率性、経済性等について点検を行っている「川崎再生ACTIONシステム(事務事業総点検)」を引き続き実施し、点検の結果に基づき、適宜改革の取組事項の見直しを行っていくとともに、予算編成や組織整備・職員配置計画等に反映していきます。

# 新行財政改革プラン (案)

2008（平成20）年2月

川崎市

（お問合せ先）

川崎市総務局行財政改革室

電 話：044-200-2061

FAX：044-200-0622

Email：16gyosys@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

---

川崎市